

庁内関係部局の連携と情報共有について徹底いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

加えて、「公共工事等の入札及び契約の適正化に向けた都道府県公契連の積極的な開催等について」（令和5年5月31日付け総行第211号・国不入企第17号）を踏まえ、都道府県公契連を通じた総務省及び国土交通省による市区町村等への働きかけ等について、引き続き、ご協力をよろしくをお願いします。

記

1. 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表について

公共工事の適正な施工を確保するためには、良好な労働環境の整備等により工事に従事する技能労働者の育成及び確保が図られることが重要であり、そのためには、技能労働者の適切な賃金水準の確保を図ることはもとより、建設企業が将来の見通しをもちながら技能労働者等の安定した雇用・就業環境の形成を図ることができるよう、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保を図ることが必要である。

このため、各地方公共団体におかれては、計画的な社会資本整備や防災・減災、国土強靱化対策等の実施のみならず、社会資本整備の担い手となる技能労働者の育成及び確保の観点からも、中長期的な見通しのもとで、安定的・持続的な公共投資の確保を図るとともに、各工事における諸手続にかかる期間等も考慮しつつ、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表に努めること。

2. 適正な価格による契約について

（1）適正な予定価格の設定について

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適正な積算を行うこと。

加えて、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害により通常の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を

締結するよう努めること。

また、公共建築工事においては、適正な予定価格の設定等の取組について以下の通知を行っていることから、これらを参考に、実勢を踏まえた適正な積算を通じた予定価格の適正な設定を図ること。

- ・ 「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け総行第12号・国営計第102号・国土入企第24号）
- ・ 「公共建築工事の円滑な施工確保について」（平成28年6月30日付け国土入企第7号）
- ・ 「公共工事の円滑な施工確保に向けた『営繕積算方式』の適切な運用について」（令和3年4月23日付け国不入企第6号）

なお、予定価格を設定する際に適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第1号の規定に違反すること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障をきたすとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを厳に行わないこと。

（2）ダンピング対策の強化について

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の問題につながりやすく、公共工事の品質確保に支障をきたすおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものである。

そのため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注を排除すること。低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあつては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。

また、令和4年3月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が見直されたことを踏まえ、低入札価格調査基準（以下「調査基準価格」という。）及び最低制限価格について、必要に応じてその算定方式の改定等により適切に見直すこと。特に、ダンピング受注による問題が生じていると疑われる場合には、算定方式の見直しについて速やかに検討すること。

加えて、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った金額で入札した者に対する調査の適切な実施の観点から、入契法第17条に基づく適正化指針4（3）も参考に、同法第13条の規定に基づく入札金額内訳書の確認の実施等を徹底すること。

（3）施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上について

工事の円滑な施工を確保するためには、工事目的物の仕様のほか、工事の施工条件を設計図書に適切に明示し、関係者間の責任関係が明確化された対等な関係のもとで工事が適正に施工されることが重要である。

このため、工事に必要な施工条件（自然条件を含む。）等を設計図書に適切に明示すること。あわせて、必要となる経費を適切に計上することにより、明示した施工条件と積算内容との整合を図ること。

（４）設計変更・契約変更等の適切な実施について

発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、かつ、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。

このため、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。

さらに、工事内容の変更が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に行うこと。特に、発注者からの指示等に基づき施工が進められており、設計図書の変更及びこれに伴って請負代金の額や工期の変更が必要と認められる場合にも関わらず、請負代金の変更見込金額が当初の請負代金額と比較して一定の割合を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことは、厳に慎むこと。

また、変更手続きを円滑に実施するため、設計変更が可能となる場合やその手続き等について設計変更に関する指針（設計変更ガイドライン）の策定・公表に努めること。策定した指針の内容は、特記仕様書に契約事項として取扱う旨を記載するなどの方法により、指針の適正な履行が図られるよう努めること。

3. 適正な工期設定について

「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日などの作業不能日数等を考慮し、適正な工期の設定に努めること。

公共工事の円滑かつ適切な執行のためのみならず、建設産業が魅力的な産

業として将来にわたってその担い手を確保していくためにも、長時間労働の是正や週休2日の推進は不可欠である。特に、令和6年度より労働基準法（昭和22年法律第49号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、厚生労働省労働基準局において公表している「建設業時間外労働の上限規制わかりやすい解説」及び「建設業の時間外労働上限規制に関するQ&A」も参考に、発注者として、長時間労働を防ぎ週休2日が確保されることを前提とした工期を設定すること。また、その際に必要となる労務費や機械経費、共通仮設費、現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。さらに、都道府県においては、著しく短い工期による請負契約を締結した発注者に対して建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の6第2項に基づく勧告を行う建設業許可部局とも連携し、管内市区町村その他発注者による適正な工期の設定の取組を促進すること。

また、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用など、契約上の工夫を行うよう努めること。

なお、工期の設定に当たって考慮した内容については、適切に設計図書に反映し、明示するよう努めること。その際、特に近年の夏季における猛暑日の増加を踏まえ、「直轄土木工事における適正な工期設定指針」（令和5年3月国土交通省大臣官房技術調査課）における「天候等による作業不能日」の取扱い等を参考に、猛暑日（WBGT値が31以上等）を考慮した工期の設定に努めること。

<参考>

- 厚生労働省HP「時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務（工作物の建設の事業）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudo_ukijun/gyosyu/topics/01.html
- 厚生労働省HP「適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたススめ（建設業）」
https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/construction_company.html

4. 急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

- 積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の实勢価格を適切に反映できるよう努めること。
 - ・ 民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。

- ・ 独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあっては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
 - ・ 個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。
 - ・ 調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。
- 最新の公共工事設計労務単価が公表された際の早期活用や発注手続き中の工事への適用を行うことにより、労務費の最新の実勢価格を適切に反映できるように努めること。
 - 工期の設定に当たっては、資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により納期が遅れる場合には、工期延期等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずること。
 - 契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適切な運用のため、スライド条項の運用基準についてあらかじめ策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。
 - 今後契約する工事については、スライド条項を設定し、適切に運用するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

5. 施工時期の平準化について

施工時期の平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。このため、1.でも述べた計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、余裕期間制度の活用などによる柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図ること。

その際、財政部局のほか、農林や教育など土木以外の部局を含め、各発注担当部局が緊密に連携して、施工時期の平準化を図るために必要な取組を進めること。

6. 技術者・技能者等の効率的活用について

（1）地域の実情等に応じた適切な規模での発注について

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、地域の実情等に応じて適切な規模での発注を行うこと。

なお、復旧・復興事業による工事量の増大が見込まれる被災地域等においては、当該地域における建設業者数や技術者数等を踏まえ、適切な規模での発注が行われるよう特に配慮するとともに、状況に応じた適切な地域要件の設定、後述するJV制度の活用等、必要な対策を機動的に講じること。

(2) 技術者の専任等に係る取扱い等について

監理技術者等の専任を要しない期間の設定等を含む監理技術者等の専任に係る取扱いや現場代理人の常駐義務緩和に関する運用等については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和4年12月23日付け国不建第457号）や「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成23年11月14日付け国土建第161号）を参考として、適切に対応すること。

なお、入契法第16条に基づく工事現場の施工体制の点検については、適正化指針において、「工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状況…（中略）…等の点検を行う」よう求めているところであるが、同指針における「工事現場への立入点検」は必ずしも工事現場への立会いを求めるものではなく、Web会議システムを活用した遠隔地からの確認等のデジタル技術の活用による適切な点検を講じることにも可能であり、そのような対応も含めて、適切な点検の実施に努めること。

(3) JV制度の活用について

共同企業体（JV）は工事の安定的施工の確保を図る上で有効なものである。一方で過去にその弊害も指摘されていることから、活用に当たっては、共同企業体運用準則（「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17日付け建設省中建審発第12号、最終改正令和4年5月20日付け国土交通省中建審第6号）第二）に従った共同企業体運用基準を各団体において策定及び公表した上で、これに基づき活用すること。

また、令和4年5月20日に、大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図る場合に活用する復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復旧・復興JV」という。）が共同企業体運用準則に新たに位置づけられているので、大規模災害発生時の技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために必要な場合には、適宜これを活用すること。その際、共同企業体運用準則のほか、「復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」（令和4年7月29日付け国不入企第24号）にて復旧・復興JVの取扱いについて通知しているところであるので、これに基づき適切に運用すること。

7. 入札契約手続の迅速化等について

入札契約手続の迅速化等を通じた着実な事務の執行を図るため、入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化や技術審査・評価業務の効率化、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発

注、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不調随契・不落随契）の活用等により、事務の改善及び効率化に努めること。

特に災害復旧事業については、手続きの透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、平成29年7月に国土交通省において策定された「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」も参考として、応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業について随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）を、それ以外の復旧事業について指名競争入札方式を活用する等により、可能な限り手続に要する期間の短縮に努めること。

8. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和5年4月25日閣議決定）を踏まえ、地域の建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等の適切な企業評価に努めるなど、引き続き地域の建設業者の受注機会の確保に努めること。

9. 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急はその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用に努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

10. 就労環境の改善について

令和5年11月29日に成立した令和5年度補正予算等による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払が行われることが重要である。そのため、適切な価格での契約に努めるとともに、「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成28年6月16日付け総行第123号・国土入企第6号）、「公共工事における社会保険等未加入対策について」（平成29年2月28日付け国土入企第2

6号)、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」(令和3年12月1日付け総行第419号・国不入企第33号)及び「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(令和5年2月14日付け国不入企第41号)を踏まえ、社会保険等未加入業者の排除や法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書の提出の促進とその適切な確認等の取組により技能労働者等への適切な水準の賃金や法定福利費の支払等を促進すること。また、前払金・中間前払金の活用、適正な工期の設定や柔軟な設計変更などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

1.1. 地域の建設業団体等との緊密な連携について

地域の建設企業が円滑に施工を行うことができる環境の整備により「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による事業の着実な実施が図られるよう、地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携を図ることにより、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札・契約の適正化等に努めること。

1.2. 公共工事に関する調査及び設計の円滑な実施について

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査及び設計の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、適切な条件明示と必要な経費の計上、設計変更等の適切な実施、適正な履行期間の設定、実施時期の平準化、災害復旧事業における入札契約手続の迅速化、地域の業者の受注機会の確保、資金調達の円滑化のための取組、技術者等の就労環境の改善等に努めること。

1.3. 入札契約手続及び工事に係る書類の簡素化・IT化(電子化)等の推進について

公共工事における受発注者双方の業務負担の軽減、生産性向上や働き方改革を推進するため、入札及び契約に関する書類や工事関係書類の簡素化等に努めること。

公共工事に係る手続きや書類のIT化(電子化)を推進し、各種情報の効率的な交換やペーパーレス化による事務の簡素化を図るため、電子入札システムや情報共有システム(ASP)等の必要なシステムの整備等に努めること。

特に工事関係書類の簡素化や電子化に関する取組については、関東地方整備局において「土木工事電子書類スリム化ガイド」を策定し、公表しているほか、各地方整備局においても、「土木工事書類作成マニュアル」等を策定し、運用しているため、こうした取組も参考に、工事関係書類の簡素化・IT化(電子化)に努めること。

<参考>

- 関東地方整備局「土木工事電子書類スリム化ガイド、土木工事電子書類作成マニュアル」
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>
- 北海道開発局「土木工事書類作成マニュアル(案)、工事書類の簡素化 Q&A」
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g700000012w9.html>
- 東北地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、工事関係書類簡素化のポイント」
www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/tokkibetten.html
- 北陸地方整備局「土木工事現場必携 [土木工事書類作成マニュアル編]」
<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/index.html>
- 近畿地方整備局「土木工事書類作成マニュアル (案)」
https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html
- 中国地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、土木工事書類作成マニュアルにおける工事書類適正化の手引き (案)」
<https://www.cgr.mlit.go.jp/corporate/manual/index.html>
- 四国地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、工事関係書類等の適正化指針」
http://www.skr.mlit.go.jp/etc/tutatu/03_kensa.html
- 九州地方整備局「土木工事書類簡素化の手引き (案)」
http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html
- 内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部「土木工事書類作成マニュアル(案)」
<https://www.ogb.go.jp/kaiken/koji/007771>

事務連絡
令和6年1月30日

石川県 下水道担当課長 殿
能登地方 6 市町 下水道担当課長 殿
(石川県経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室課長補佐

**令和6年能登半島地震に対する令和5年度予備費に係る
被災箇所の災害復旧事務手続きについて**

標記について、令和6年能登半島地震による下水道施設への被害に対応するため、別紙のとおり速やかな災害復旧事務手続きに係る考え方が国土交通省水管理・国土保全局防災課総括災害査定官より「令和6年能登半島地震に対する令和5年度予備費に係る被災箇所の災害復旧事務手続きについて」(令和6年1月30日付け)が発出されておりますので、参考送付いたします。

各位におかれましては、適切に取り扱われるよう宜しくお願いいたします。

事 務 連 絡
令 和 6 年 1 月 3 0 日

石川県
災害復旧事業担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局防災課
総括災害査定官

令和6年能登半島地震に対する令和5年度予備費に係る
被災箇所の災害復旧事務手続きについて

標記について、令和6年能登半島地震による下水道施設への被害に対応するため、令和6年1月26日付で内定通知が送付されたところですが、下記のとおり速やかな災害復旧事務手続きに資するため、災害査定等に係る考え方を通知します。
なお、貴管下対象自治体に対しても、この旨周知方お願いします。

記

1. 対象自治体

七尾市、輪島市、志賀町、珠洲市、能登町、穴水町

2. 対象工事

・下水道工事

・うち、令和5年度予備費を充当する箇所

※ 1箇所工事の考え方については「令和6年能登半島地震による災害復旧事業（下水道）に係る効率化等について」（令和6年1月17日付事務連絡）によるものとする。

3. 災害査定の方法等 ※別紙参照

該当箇所の被災状況に応じて、以下の（1）～（3）のいずれかの方法で災害査定（事務手続き等含む）を行うものとする。

なお、①該当箇所（災害番号毎）における査定等の方法及び②これらによりがたい場合について、事前に防災課改良技術係まで報告するものとする。

※ 報告は任意様式

■災害査定の方法

（1）通常の災害査定を行い、事業費を決定

【対象：全体工事】

- 令和5年度予備費を充当する箇所に係る全ての工事を対象とする。
- 査定設計書（図面含む）は現時点で把握している情報に基づく被災施設に対し、既設構造物等から標準断面の単位数量・金額を整理のうえ、延長等を利用して事業費を算出する等、設計図書の簡素化を活用し、災害査定事務の効率化を図るものとする。
- 災害査定は交通事情等を鑑み、移動時間や査定時間の軽減を図るため机上査定やリモート査定を積極的に活用するものとする。

※ 予算については、事業費が決定した後に所要額を交付。

(2) 協議設計として災害査定を行い、事業費を決定 **【対象：全体工事】**

- 令和5年度予備費を充当する箇所に係る全ての工事を対象とする。
- 他事業との調整や地形・地盤等に係る検討、被害調査・第三者機関の被災証明の確認、復興計画等との調整等に時間を要し、復旧工法の確定が困難な場合は「公共土木施設災害復旧事業費査定方針」第十五（協議設計）及び「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業費査定方針」第十（協議設計）に該当する条件を附し、災害査定を実施するものとする。
- 査定設計書（図面含む）及び机上査定等の考え方は（1）と同様とする。

※ 予算については、事業費が決定した後に応急工事費に係る所要額を交付。
協議設計後の手続きについては「協議設計とされた災害復旧事業箇所の今後の手続きについて」（平成24年2月24日付事務連絡）を参照。

(3) 通常の災害査定を行い、事業費を決定 **【対象：必要最小限度工事】**

- 令和5年度予備費を充当する箇所のうち、先行して実施済み又は実施する必要最小限度工事を対象とする。
- 査定設計書（図面含む）及び机上査定等の考え方は（1）と同様とする。
- 災害査定の採択要件は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第三・二・ヲによるものとする。なお、「類する工事」とは本通知にかかる工事に限り、以下のとおりとする。
 - ・「へ」に類する工事とし、下水道が被災し、その被災施設に係る災害復旧工事が近く施行されることが明らかであることのため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事

※ 予算については、事業費が決定した後に所要額を交付。

以 上

■主な関係制度の内容

○公共土木施設災害復旧事業費査定方針

(協議設計)

第十五 災害復旧事業の採択にあたり、当該事業が次の各号の一に該当する場合には、当該事業の実施にあたり、その設計を協議すべき旨の条件を附するものとする。

- (一) 決定工法が他の事業との関連において特に検討する必要のある場合
- (二) 地形、地盤等の状況からみて特に検討する必要のある場合
- (三) 用地費又は補償費が多額の場合
- (四) その他の場合で特にその設計を協議する必要があると認められる場合

2 前項に該当する場合にあつては、査定設計書の鏡にその旨を明記するとともに、協議設計箇所調書の理由欄にその理由を詳細に記入するものとする。

○大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針

(協議設計)

第十 対象区域のうち復興計画等（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第三号に規定する復興計画及び同法第九条に規定する都道府県復興方針をいう。以下同じ。）の対象となる予定の区域又は対象となった区域において、査定時に復興計画等が策定されていないため対象施設の復旧工法の確定が困難な場合における査定の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (一) 申請者は、査定に先立ち、国土交通省と協議の上、策定中の復興計画等の案を勘案した復旧工法を検討し、査定設計書等を作成するものとする。
- (二) 当該査定に係る災害復旧事業の採択に当たっては、事業の実施を保留し、その設計について協議すべき旨の条件を付するものとする。
- (三) 申請者は、策定後の復興計画等と整合性のある復旧工法を検討した後、国土交通省と設計について協議を行うものとする。
- (四) 財務省と調整の上、復旧工法を確定し、実施の保留を解除するものとする。

○大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針 解説

第十 協議設計

- 1) 協議設計は、事業の実施にあたり工法等に更に検討を要する場合に、災害復旧事業としては採択するが実施を保留し、工事の実施に際して十分な調査をした上で申請者が国土交通省と復旧内容を協議するものです。
- 2) 「第十. 協議設計」は、今後発生が懸念される大規模災害からの復興のために、適用する枠組みとして位置付けたものです。

今後、著しく異常かつ激甚な非常災害で、当該非常災害に係る災害対策基本

法（昭和 36 年法第 223 号）第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（特定大規模災害）が発生した場合には、当該法律に基づき、国は「復興基本方針」を定め、それに即して、都道府県は「都道府県復興方針」を定めることができ、市町村は単独又は都道府県復興方針を定めた都道府県と共同して「復興計画」を策定することができます。

復旧計画等の策定には時間を要するものがあり、災害査定時に復興計画等が策定されていないため復旧工法の確定が困難なものを協議設計としています。そのため、協議設計においては、申請者は復興計画等と整合性のある復旧工法を検討し、国土交通省と設計について協議を行うものです。

- 3) なお、協議設計の場合、工事に必要な調査にかかる費用（測量及び試験費）は、事業費に含まれ、国庫負担の対象となります。

○「協議設計とされた災害復旧事業箇所の今後の手続きについて」（平成 24 年 2 月 24 日付事務連絡）※例規集 P342 参照

【事務連絡内容 抜粋】 ※例規集ページは最新版（令和 2 年版）に修正

- 1 「公共土木施設災害復旧事業の実施計画協議について（昭和 50 年 4 月 1 日防災仮称通知）」のとおり、協議設計とされた事業は実施計画協議の対策であるので、別記様式 1（例規集参照）により全体計画について協議するものとする。
- 2 協議設計の対象事業については、協議設計の協議が整った時点で、工事全体の実施保留を解除することとするが、前記 1 のとおり全体計画について協議することにより、協議設計解除前であっても測量及び試験費、応急工事費の予算を執行することができるものとする。
- 3 また、協議設計解除前に部分的に工事着手する意向がある場合は、別添様式を作成のうえ防災課と協議し、協議が整い次第、部分着手することとする。
- 4 施工例第 7 条の規定に基づく設計変更の同意を得る場合には、全体協議、年度別協議、実施計画の変更協議は要しないこととしているが、設計変更同意申請の際に別記様式 2（大規模事業調書 例規集 P340, 341 参照）を添付すること。
- 5 設計変更が必要な場合は、協議設計の協議が整い次第速やかに申請図書を提出すること。

○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱

（原形復旧が著しく困難又は不適当な場合の復旧工事）

第三・二・ヲ その他イからルまでに掲げるものに類する工事

※へ 河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁(りょう)、下水道又は公園が被災し、その被災施設に係る改修工事が近く施行されることが明らかであること等のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事

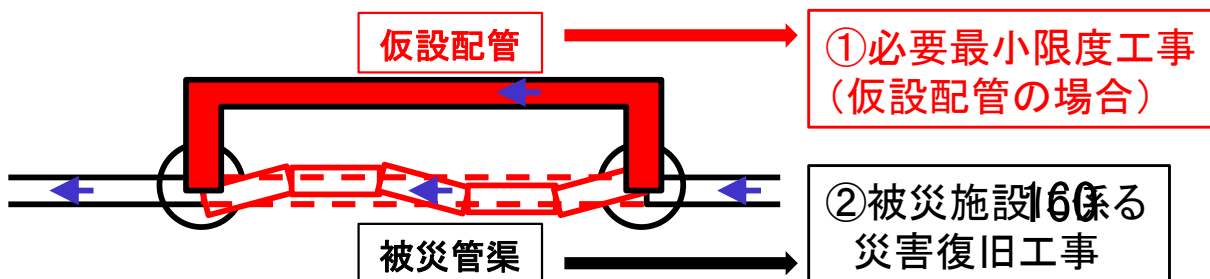
■対象自治体及び工事等

- 七尾市、輪島市、志賀町、珠洲市、能登町、穴水町
- 下水道工事のうち、令和5年度予備費を充当する箇所

■災害査定の方法

| | (1)通常査定・全体工事 | (2)協議設計(実施保留)・全体工事 | (3)通常査定・必要最小限度工事 |
|-------|---|--|---|
| 考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 全ての工事について、通常どおり災害査定(簡素化含む)を実施 所要額を交付 | <ul style="list-style-type: none"> 全ての工事について、協議設計として災害査定(簡素化含む)を実施 うち、応急分のみ先行交付 | <ul style="list-style-type: none"> 必要最小限度工事について、通常どおり災害査定(簡素化含む)を実施 所要額を交付 |
| 要綱等 | <ul style="list-style-type: none"> 要綱 第二・二・一・イ等 要綱 第九・二 大規模災害査定方針 第七 | <ul style="list-style-type: none"> 要綱 第九・二 方針 第十五・(一)～(四) 大規模災害査定方針 第七、第十 | <ul style="list-style-type: none"> 要綱 第三・二・ヲ 大規模災害査定方針 第七 |
| 事務の流れ | <p>【予備費閣議決定】</p> <p>配分額内定</p> <p>↓</p> <p>災害査定※ ※全体工事を査定、簡素化活用</p> <p>↓</p> <p>交付決定</p> <p>↓</p> <p>繰越</p> <p>↓</p> <p>予算執行</p> | <p>【予備費閣議決定】</p> <p>配分額内定</p> <p>↓</p> <p>災害査定※^{※1} ※1 協議設計にて事業費決定(実施保留)、簡素化活用 ※2 決定額のうち応急工事分のみ交付</p> <p>↓</p> <p>交付決定※^{※2}</p> <p>↓</p> <p>繰越</p> <p>↓</p> <p>予算執行</p> <p>↓</p> <p>詳細設計</p> <p>↓</p> <p>協議設計解除・設計変更</p> | <p>【予備費閣議決定】</p> <p>配分額内定</p> <p>↓</p> <p>災害査定※ ※必要最小限度工事を査定</p> <p>↓</p> <p>交付決定</p> <p>↓</p> <p>繰越</p> <p>↓</p> <p>予算執行</p> |

■方法(3) 要綱 第三・二・ヲ 必要最小限度工事のイメージ



【必要最小限度工事の状況(仮設配管の場合)】

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 266 について
（令和5年12月分）

1. 維持管理作業事故

令和5年12月は2件（死亡：0件、負傷：2件）の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は1件増加しました。

負傷事故の事例として、バキューム車により、伏越管マンホール内の汚泥吸引のため、マンホール内に吸引ホースを挿入し作業を行っていたところ中間床板の蓋枠に吸引ホースが干渉し、蓋枠が落下しマンホール内の下段で作業を行っていた作業員の左足に当たり負傷するという事故が発生しました。

2. 工事事務

令和5年12月は14件（負傷：10件、物損：4件）の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は4件増加しました。

負傷事故の事例として、下水道本管への管きょ更生工実施後に行う取付管口削孔のため、取付管の最終ますの蓋を2/3程度開けた状態であったところ、近くを通りかかった罹災者（第3者）が開口部に足を踏み入れ、躓いてしまい、左足を負傷するという事故が発生しました。

また、下水道工事に限らず起こりうる事故として、別紙参考のとおり舗装本復旧工事において、アスファルト殻を中間処分場へ運搬した業者の運転手が、荷台に付着したアスファルトを電動ピックにて剥がしていた際、荷台から転落したのち地面へ頭部を強打し、病院へ搬送されましたが死亡するという事故が発生しました。

3. 水質事故等

令和5年12月は4件（水質事故：3件、その他案件：1件）の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は1件増加しました。

水質事故の事例として、中継ポンプ場の圧送管フランジ部のボルト等が腐食し接合部より汚水が漏水する事故が発生しました。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

HP：https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いいたします。

HP：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

加藤：katou-k8318@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）

林：hayashi-h258@mlit.go.jp

上村：uemura-k2xa@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

令和5年度
下水道に関する事故発生状況について
(令和5年12月末時点)

1. 人身事故（総括）
2. 維持管理作業事故
3. 工事事故
4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1.人身事故(総括)

(令和5年12月末時点)

(単位:件)

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 12月までの集計 | 年度合計 |
|--------|---------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----|----|----|------------|-------------|
| 維持管理作業 | 1. 死亡事故 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) | 0 (0) |
| | 2. 負傷事故 | 2 (0) | 4 (4) | 3 (3) | 0 (5) | 5 (2) | 0 (3) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | | | | 22 (23) | 22 (28) |
| | 合計 | 2 (0) | 4 (4) | 3 (3) | 0 (5) | 5 (2) | 0 (3) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | | | | 22 (23) | 22 (28) |
| | 累計 | 2 (0) | 6 (4) | 9 (7) | 9 (12) | 14 (14) | 14 (17) | 18 (21) | 20 (22) | 22 (23) | | | | - | - |
| 工事 | 1. 死亡事故 | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (3) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 0 (0) | | | | 2 (5) | 2 (6) |
| | 2. 負傷事故 | 6 (4) | 0 (4) | 7 (2) | 2 (7) | 4 (6) | 6 (8) | 8 (7) | 8 (9) | 9 (8) | | | | 50 (55) | 50 (73) |
| | 合計 | 6 (4) | 0 (6) | 7 (2) | 2 (10) | 4 (6) | 6 (8) | 8 (7) | 10 (9) | 9 (8) | | | | 52 (60) | 52 (79) |
| | 累計 | 6 (4) | 6 (10) | 13 (12) | 15 (22) | 19 (28) | 25 (36) | 33 (43) | 43 (52) | 52 (60) | | | | - | - |
| 合計 | 1. 死亡事故 | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (3) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 0 (0) | | | | 2 (5) | 2 (6) |
| | 2. 負傷事故 | 8 (4) | 4 (8) | 10 (5) | 2 (12) | 9 (8) | 6 (11) | 12 (11) | 10 (10) | 11 (9) | | | | 72 (78) | 72 (101) |
| | 合計 | 8 (4) | 4 (10) | 10 (5) | 2 (15) | 9 (8) | 6 (11) | 12 (11) | 12 (10) | 11 (9) | | | | 74 (83) | 74 (107) |
| | 累計 | 8 (4) | 12 (14) | 22 (19) | 24 (34) | 33 (42) | 39 (53) | 51 (64) | 63 (74) | 74 (83) | | | | - | - |

※下段()書きは前年度(令和4年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故 (令和5年12月末時点)

(単位:件)

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 | |
|-------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 事業主体 | 1. 都道府県 | 0 (0) | 0 (2) | 2 (1) | 0 (1) | 3 (1) | 0 (2) | 2 (3) | 1 (0) | 0 (0) | | | | | 8 (10) |
| | 2. 政令市 | 1 (0) | 0 (2) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (1) | | | | | 4 (4) |
| | 3. 一般市 | 1 (0) | 3 (0) | 1 (1) | 0 (4) | 1 (1) | 0 (1) | 1 (1) | 0 (1) | 1 (0) | | | | | 8 (9) |
| | 4. 町村 | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | | | | | 2 (0) |
| | 5. その他 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | | 0 (0) |
| | 合計 | 2 (0) | 4 (4) | 3 (3) | 0 (5) | 5 (2) | 0 (3) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | | | | | 22 (23) |
| 発生施設 | 1. 管渠 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | | 1 (1) |
| | 2. マンホール | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 1 (0) | 0 (1) | 2 (0) | 0 (0) | 2 (0) | | | | | 5 (3) |
| | 3. 処理場 | 1 (0) | 2 (0) | 2 (2) | 0 (1) | 4 (1) | 0 (2) | 1 (3) | 1 (1) | 0 (1) | | | | | 11 (11) |
| | 4. ポンプ場 | 1 (0) | 1 (3) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | | | | | 3 (4) |
| | 5. その他 | 0 (0) | 1 (1) | 1 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | | | | | 2 (4) |
| | 合計 | 2 (0) | 4 (4) | 3 (3) | 0 (5) | 5 (2) | 0 (3) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | | | | | 22 (23) |
| 事故類型 | 死亡事故 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 1. 墜落・転落 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 2. はさまれ・巻き込まれ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 3. 飛来・落下 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 4. 切れ・こすれ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 5. 転倒 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 6. 激突 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 7. 土砂崩壊 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 8. 交通事故 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 9. 感電 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 10. おぼれ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 11. 火災・爆発 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 12. 公衆災害 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 13. 作業車両の横転 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 14. その他 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| | 負傷事故 | 2 (0) | 4 (3) | 3 (3) | 0 (5) | 5 (2) | 0 (3) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | | | | | 22 (22) |
| | 1. 墜落・転落 | 1 (0) | 1 (2) | 2 (0) | 0 (1) | 4 (0) | 0 (0) | 2 (2) | 1 (1) | 0 (0) | | | | | 11 (6) |
| | 2. はさまれ・巻き込まれ | 0 (0) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (3) | 1 (0) | 0 (1) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (1) | | | | | 2 (7) |
| | 3. 飛来・落下 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) | | | | | 1 (1) |
| | 4. 切れ・こすれ | 0 (0) | 1 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | | 1 (2) |
| 5. 転倒 | 0 (0) | 2 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | | 4 (1) | |
| 6. 激突 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | | 0 (2) | |
| 7. 土砂崩壊 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | | 0 (0) | |
| 8. 交通事故 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | | | | | 1 (0) | |
| 9. 感電 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | | | | | 1 (0) | |
| 10. おぼれ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | | 0 (0) | |
| 11. 火災・爆発 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | | 0 (0) | |
| 12. 公衆災害 | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | | 1 (0) | |
| 13. 作業車両の横転 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | | 0 (0) | |
| 14. その他 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | | | | | 0 (3) | |
| 合計 | 2 (0) | 4 (4) | 3 (3) | 0 (5) | 5 (2) | 0 (3) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | | | | | 22 (23) | |

(単位:人)

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----------|-------|-------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|--|---------|---|
| 被災者数 | 1. 自治体職員 | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (3) | 1 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 2 (4) | |
| | ①死亡 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) | |
| | ②負傷 | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (3) | 1 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 2 (4) | |
| | 2. 委託先業者 | 1 (0) | 3 (3) | 3 (3) | 0 (2) | 4 (2) | 0 (2) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | | | | 19 (18) | |
| | ①死亡 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) | |
| | ②負傷 | 1 (0) | 3 (3) | 3 (3) | 0 (2) | 4 (2) | 0 (2) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | | | | 19 (18) | |
| | 3. 第三者 | 1 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 1 (1) | |
| | ①死亡 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) | |
| | ②負傷 | 1 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 1 (1) | |
| | 合計 | 2 (0) | 4 (4) | 3 (3) | 0 (5) | 5 (2) | 0 (3) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | | | | 22 (23) | |
| | 累計 | 2 (0) | 6 (4) | 9 (7) | 9 (12) | 14 (14) | 14 (17) | 18 (21) | 20 (22) | 22 (23) | | | | | - |

※()書きは、前年度(令和4年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

維持管理作業事故情報データベース

令和5年12月末時点

| NO. | 発生年月日 | 事故情報 | | | 事故概要・発生防止策 | | 被災者 | | | |
|-----|----------|--------|-------|--------|---|---|-------|----|----|------------------|
| | | 事業主体 | 発生施設 | 事故類型 | 事故概要 | 再発防止策等 | 被災者 | 年齢 | 性別 | 被害状況 |
| 12月 | | | | | | | | | | |
| 1 | R5.12.4 | 2. 政令市 | マンホール | ⑧交通事故 | 作業員2名が住宅街にある道路上交差点部において、マンホール周辺の舗装補修を行っていた。交通誘導を兼ねていた1名が電話着信による対応のため、現場を一時的に離れた際に、もう1名が舗装の仕上がり確認をしようと屈んでいたところに、交差点を曲がってきた一般車両が作業員を見落とし接触して負傷した。 | ・市作成の作業マニュアルで必要とされる人員数3名を確保したうえで対応する。 ・緊急の電話対応を行う際は、安全確保のうえ、作業を中断する。 ・カラーコーン等の保安設備を適切に設置する。 | 委託先業者 | 54 | 男 | 左足部靭帯損傷、骨盤・左前腕挫傷 |
| 2 | R5.12.20 | 3. 一般市 | マンホール | ③飛来・落下 | 伏越管マンホール内の汚泥等について、バキューム車による吸引作業を行っていたところ、中間床板の蓋枠に吸引ホースが干渉した際に蓋枠が落下し、マンホール内で作業を行っていた作業員の左足に当たり、安全靴を履いていたが負傷した。 | ・同型の蓋受枠の使用状況について調査を実施。 ・該当受枠については、アンカーボルトによる固定可能受枠に交換を予定。 | 委託先業者 | 45 | 男 | 左足中足骨骨折 |

 :死亡事故
 :負傷事故

3.工事事故 (令和5年12月末時点)

(単位:件)

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----------------|----------------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|---------|---------|----|----|---------|---------|
| 事業主体 | 1. 都道府県 | 0 (2) | 2 (0) | 3 (1) | 0 (4) | 3 (0) | 3 (1) | 3 (3) | 0 (2) | 0 (3) | | | | 14 (16) |
| | 2. 政令市 | 6 (3) | 4 (3) | 2 (2) | 1 (4) | 3 (2) | 1 (2) | 3 (1) | 2 (2) | 6 (1) | | | | 28 (20) |
| | 3. 一般市 | 5 (2) | 0 (5) | 5 (1) | 3 (5) | 3 (4) | 5 (5) | 5 (4) | 10 (6) | 7 (5) | | | | 43 (37) |
| | 4. 町村 | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (1) | 0 (1) | 1 (1) | 0 (0) | 1 (1) | 1 (0) | | | | 4 (5) |
| | 5. その他 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | | | | 0 (2) |
| | 合計 | 11 (8) | 6 (8) | 10 (5) | 5 (14) | 9 (7) | 10 (9) | 11 (8) | 13 (11) | 14 (10) | | | | 89 (80) |
| 工事分類 | 1. 管きょ開削 | 6 (4) | 6 (6) | 5 (3) | 3 (7) | 7 (2) | 7 (7) | 9 (6) | 9 (6) | 9 (4) | | | | 61 (45) |
| | 2. 管きょ推進 | 1 (1) | 0 (1) | 1 (0) | 0 (1) | 0 (3) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | | | | 2 (9) |
| | 3. 管きょシールド | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (1) | 0 (0) | 0 (1) | 2 (0) | | | | 3 (4) |
| | 4. 管きょその他 | 0 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (1) | 1 (0) | 2 (0) | 0 (1) | 1 (2) | 0 (0) | | | | 6 (6) |
| | 5. 処ボ土木建築 | 3 (0) | 0 (1) | 3 (1) | 0 (2) | 1 (1) | 0 (0) | 1 (1) | 1 (0) | 1 (2) | | | | 10 (8) |
| | 6. 処ボ機械電気 | 1 (0) | 0 (0) | 1 (1) | 0 (2) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) | 2 (2) | 2 (2) | | | | 7 (8) |
| | 7. 処ボその他 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) |
| | 合計 | 11 (8) | 6 (8) | 10 (5) | 5 (14) | 9 (7) | 10 (9) | 11 (8) | 13 (11) | 14 (10) | | | | 89 (80) |
| 事故類型 | 死亡事故 | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (3) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 0 (0) | | | | 2 (5) |
| | 1. 墜落・転落 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) |
| | 2. はさまれ・巻き込まれ | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (1) |
| | 3. 飛来・落下 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) |
| | 4. 切れ・こすれ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) |
| | 5. 転倒 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) |
| | 6. 激突 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) |
| | 7. 土砂崩壊 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | | | | 1 (0) |
| | 8. 交通事故 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) |
| | 9. 感電 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) |
| | 10. おぼれ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) |
| | 11. 火災・爆発 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) |
| | 12-1. 公衆災害(人身) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) |
| | 13. 作業車両の横転 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) |
| | 14. その他 | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (3) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | | | | 1 (4) |
| | 負傷事故 | 6 (4) | 0 (4) | 7 (2) | 2 (7) | 4 (6) | 6 (8) | 8 (7) | 8 (9) | 10 (8) | | | | 51 (55) |
| | 1. 墜落・転落 | 1 (1) | 0 (0) | 2 (1) | 0 (2) | 1 (1) | 1 (2) | 2 (2) | 2 (0) | 2 (1) | | | | 11 (10) |
| | 2. はさまれ・巻き込まれ | 1 (1) | 0 (2) | 1 (0) | 0 (3) | 2 (3) | 0 (0) | 2 (4) | 3 (3) | 3 (2) | | | | 12 (18) |
| | 3. 飛来・落下 | 1 (0) | 0 (0) | 1 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (1) | | | | 6 (2) |
| | 4. 切れ・こすれ | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (1) | 1 (1) | 2 (0) | 1 (1) | 0 (1) | 0 (0) | | | | 6 (4) |
| | 5. 転倒 | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 0 (2) | 0 (1) | | | | 3 (4) |
| | 6. 激突 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 0 (0) | | | | 3 (1) |
| | 7. 土砂崩壊 | 1 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (1) | | | | 2 (4) |
| 8. 交通事故 | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 1 (0) | 0 (0) | 1 (1) | | | | 3 (4) | |
| 9. 感電 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) | |
| 10. おぼれ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) | |
| 11. 火災・爆発 | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 1 (0) | |
| 12-1. 公衆災害(人身) | 1 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 1 (2) | 2 (0) | | | | 4 (5) | |
| 13. 作業車両の横転 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) | |
| 14. その他 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | | | | 0 (3) | |
| 物損事故 | 5 (4) | 6 (2) | 3 (3) | 2 (4) | 5 (1) | 4 (1) | 3 (1) | 3 (2) | 4 (2) | | | | 35 (20) | |
| 12-2. 公衆災害(物損) | 5 (4) | 6 (2) | 3 (3) | 2 (4) | 5 (1) | 4 (1) | 3 (1) | 3 (2) | 4 (2) | | | | 35 (20) | |
| | 合計 | 11 (8) | 6 (8) | 10 (5) | 4 (14) | 9 (7) | 10 (9) | 11 (8) | 11 (11) | 14 (10) | | | | 86 (80) |

(単位:人)

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|------|-------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|----|----|---------|
| 被災者数 | 1. 死亡 | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (3) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 0 (0) | | | | 2 (5) |
| | 2. 負傷 | 6 (4) | 0 (4) | 9 (2) | 2 (7) | 4 (6) | 6 (9) | 8 (7) | 8 (9) | 9 (8) | | | | 52 (56) |
| | 合計 | 6 (4) | 0 (6) | 9 (2) | 2 (10) | 4 (6) | 6 (9) | 8 (7) | 10 (9) | 9 (8) | | | | 54 (61) |
| | 累計 | 6 (4) | 6 (10) | 15 (12) | 17 (22) | 21 (28) | 27 (37) | 35 (44) | 45 (53) | 54 (61) | | | | - |

※ () 書きは、前年度(令和4年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

工事事故情報データベース

令和5年12月末時点

| NO. | 発生年月日 | 事業主体 | | | 事故概要 | 発生場所 | 事故類型 | 被災者 | | |
|-----|----------|-------|-----------|---------|--|------|---------------|-----|----|--|
| | | 事業主体 | 工事分類 | 従事作業 | | | | 年齢 | 性別 | 被害状況 |
| 12月 | | | | | | | | | | |
| 1 | R5.12.5 | 3.一般市 | 1.管きょ開削 | 掘削作業 | 下水取付管工事でのバックホウによる掘削作業中において、バケットが転石(30cm×20cm程度)に当たり、その転石がガス管(φ50PE 低圧管)に接触し損傷。ガス管の離隔幅50cmを人力掘削していなかったため、事故が発生した。 | 現場内 | 12-2.公衆災害(物損) | - | - | ガス管の損傷 |
| 2 | R5.12.7 | 2.政令市 | 3.管きょシールド | 推進作業 | 推進中に全面から出水したことにより、施工箇所付近にて道路陥没(約16.5m×約23.5m、深さ約1.25m)が発生し、ガス管および水道管を破損。 | 現場内 | 12-2.公衆災害(物損) | - | - | ガス管破損 水道管破損 |
| 3 | R5.12.7 | 2.政令市 | 1.管きょ開削 | 掘削作業 | 取付管撤去のための掘削作業時において、供給管明示シート部分を人力掘削したが、埋設管が見受けられなかったため、さらに外側を機械で漑きとったところ、ガス供給管のガス栓立ち上げ部に接触し破損した。 | 現場内 | 12-2.公衆災害(物損) | - | - | ガス管の損傷 |
| 4 | R5.12.6 | 2.政令市 | 4.管きょその他 | 取付管口削孔 | 下水道本管(φ300)への管きょ更生工実施後に行う取付管口削孔のため、取付管の最終までの蓋を2/3程度開けた状態であったところに、近くを通りかかった罹災者が開口部に足を踏み入れ、躓いてしまい左足太ももを打撲し負傷した。 | 現場内 | 12-1.公衆災害(人身) | 11 | 男 | 左足太もも打撲 |
| 5 | R5.12.11 | 2.政令市 | 1.管きょ開削 | シールド工 | シールド作業中に、荷台用台車がトンネル側から立坑内に走行してきたため、パレット(木製台置き)と土砂運搬用台車との間に回避したところ、走行してきた荷台用台車に積載したセグメントがパレットに衝突し、そのはずみでパレットが被災者にあたり、左脇腹を負傷した。 | 現場内 | 2.はさまれ・巻き込まれ | 26 | 男 | 外傷性腸管損傷 腹腔内出血 (2週間の休務加療) |
| 6 | R5.12.13 | 3.一般市 | 1.管きょ開削 | 舗装復旧 | 取付管部分の舗装(基層)復旧の施工中において、掘削部分に自転車が入り、段差により転倒し負傷した。規制区域は2~3mの間隔でカラーコーンにより囲うのみで、バリケード等で侵入防止措置をしていなかったことに加え、昼休憩中だったことから作業員がおらず、起終点にいた交通誘導員も自転車の進入に気付かなかったことによるもの。 | 現場内 | 12-1.公衆災害(人身) | 70代 | 女 | 足の甲を骨折(全治1か月)、 足親指付け根変形、 脛を縫う怪我、目の上と頬を切る怪我 |
| 7 | R5.12.14 | 4.町村 | 1.管きょ開削 | 運搬作業 | 下水道工事に伴う埋戻材運搬中において、枝道の一時停止箇所から右折しようとした4tダンプと広域農道を直進してきたオートバイ(第三者)が接触した。 | 現場外 | 8.交通事故 | 43 | 男 | 顔の擦過傷(全治2週間) |
| 8 | R5.12.14 | 2.政令市 | 6.処ボ機械電気 | 設備設置 | 重力濃縮槽槽内において、槽内に設置した梯子から機器の鉄骨部分にのぼり内部円筒に安全帯を掛けていたところ、槽内部での吊上げ用の角パイプをクレーンで槽内に降ろす作業中に、安全帯を掛けかえた際に足を踏み外して転落した。 | 現場内 | 1.墜落・転落 | 42 | 男 | 背骨、肋骨骨折、打撲(全治1か月) |
| 9 | R5.12.16 | 3.一般市 | 1.管きょ開削 | ケーシング切断 | 鋼製ケーシング切断作業中において、切断した鋼製ケーシングが倒れ、作業を行っていた作業員右肩および鎖骨にあたり負傷した。 | 現場内 | 3.飛来・落下 | 55 | 男 | 右鎖骨骨幹部骨折、右眉裂創 |
| 10 | R5.12.19 | 3.一般市 | 1.管きょ開削 | 埋戻し作業 | 下水道本管布設工事において人孔の設置後に埋戻し作業の工程で、道路のがけ側の延長20mの範囲で90cm程度、地盤が沈下した。湧水、差し水の影響は無かったことから、事故原因としては経年劣化により、緩んでいた斜面に工事による外力が加わり、変状が発生したものと考えられる。応急対応として、がけ下法尻に大型土のうを設置し対応。 | 現場内 | 7.土砂崩壊 | - | - | - |
| 11 | R5.12.19 | 3.一般市 | 1.管きょ開削 | 土留め設置 | ボックスカルバート設置において、一時的に切梁を撤去し作業をしていたところ、切梁につながる腹起し材が浮き上がり、その際に生じたブラケットとの隙間に作業員が足を入れ、降りてきた腹起し材に挟まれて負傷した。 | 現場内 | 2.はさまれ・巻き込まれ | 44 | 男 | 左足人差し指、中指、薬指、小指、計4本の骨折 |
| 12 | R5.12.21 | 3.一般市 | 3.管きょシールド | シールド工 | バッテリー機関車と平台車による溶接機の運搬作業中において、平台車に搭乗していた被災者が、軌条レール継目の段差部を通過した際に衝撃で転落し、レールとバッテリー車の前車輪に指を挟まれ負傷。 | 現場内 | 2.はさまれ・巻き込まれ | 34 | 男 | 右母指指示指末節開放骨折 |
| 13 | R5.12.21 | 3.一般市 | 6.処ボ機械電気 | 縞鋼板撤去 | 消毒槽に脚立を設置し、脚立に乗り重量5kg/枚程度の縞鋼板の撤去作業をしていたところ、縞鋼板を動かした際に支持していたアングルが下に抜け落ち、脚立で作業をしていた被災者がバランスを崩して墜落し、ヘルメット下の後頭部を壁に打ちつけ負傷した。 | 現場内 | 1.墜落・転落 | 59 | 男 | 硬膜下出血 |
| 14 | R5.12.25 | 2.政令市 | 1.管きょ開削 | 掘削作業 | 取付管新設のためバックホウによる管路掘削作業において、バケットでガス供給管(φ25 ポリエチレン管)を損傷させた。 | 現場内 | 12-2.公衆災害(物損) | - | - | ガス管の損傷 |

 : 死亡事故
 : 負傷事
 : 物損事故

(参考) 舗装本復旧工事に伴う死亡事故

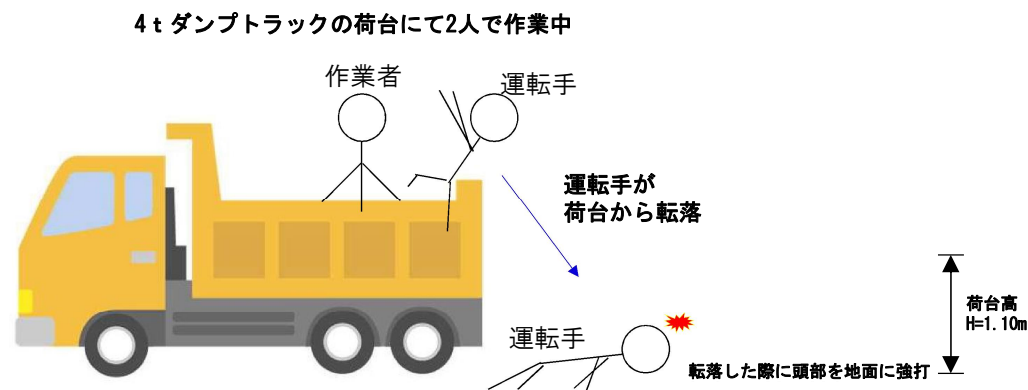
- 発生日 : 令和5年12月18日(月) 午後14時15分頃
- 発生場所 : 佐賀県伊万里市東山代町 地内
- 報道 : なし
- 工事概要 : 舗装工事
アスファルト舗装工 施工面積 : 4,373m²
- 事故内容 : 下水道工事跡本舗装復旧工事において、アスファルト殻を中間処分場へ運搬して引き渡した後に、業者の運転手が、荷台に付着したアスファルトを電動ピックにて剥がしていた際、荷台から転落し地面へ頭部を強打した。
直ちに救急車と警察に連絡し、救急搬送先の病院で治療を受けていたが、同日中に死亡が確認された。
なお、作業中は保護帽を被っていなかった。

【位置図】



【状況図】

運転手が4 t ダンプトラックの荷台から転落



【状況写真】



4.水質事故等 (令和5年12月末時点)

[総括]

(単位:件)

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|--|----------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|----|----|---------|
| | 水質事故等 合計 | 5 (3) | 5 (5) | 2 (6) | 1 (3) | 2 (3) | 4 (0) | 5 (3) | 3 (3) | 4 (3) | | | | 31 (29) |
| | 累計 | 5 (3) | 10 (8) | 12 (14) | 13 (17) | 15 (20) | 19 (20) | 24 (23) | 27 (26) | 31 (29) | | | | - |

[内訳]

(単位:件)

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----------|--------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|----|---------|---------|
| 事業主体 | 1. 都道府県 | 1 (1) | 2 (1) | 1 (1) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 6 (4) |
| | 2. 政令市 | 0 (2) | 1 (3) | 0 (2) | 0 (1) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (0) | 0 (2) | | | | 3 (11) |
| | 3. 一般市 | 4 (0) | 2 (1) | 1 (2) | 1 (2) | 1 (2) | 3 (0) | 4 (2) | 1 (2) | 4 (1) | | | | 21 (12) |
| | 4. 町村 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (1) | 0 (0) | | | | 1 (2) |
| | 5. その他 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) |
| | 合計 | 5 (3) | 5 (5) | 2 (6) | 1 (3) | 2 (3) | 4 (0) | 5 (3) | 3 (3) | 4 (3) | | | | 31 (29) |
| 発生施設 | 1. 管渠 | 2 (1) | 4 (1) | 2 (4) | 1 (2) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (2) | 0 (1) | 2 (0) | | | | 13 (11) |
| | 2. マンホール | 3 (0) | 1 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 2 (0) | 1 (0) | 2 (1) | 0 (0) | | | | 10 (2) |
| | 3. 処理場 | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (2) | 0 (0) | 3 (0) | 1 (0) | 1 (2) | | | | 6 (7) |
| | 4. ポンプ場 | 0 (1) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 1 (5) |
| | 5. その他 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (1) | | | | 1 (4) |
| | 合計 | 5 (3) | 5 (5) | 2 (6) | 1 (3) | 2 (3) | 4 (0) | 5 (3) | 3 (3) | 4 (3) | | | | 31 (29) |
| 原因者 | 1. 下水道管理者(委託先含む) | 3 (3) | 5 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (1) | 1 (0) | 3 (0) | 1 (1) | 2 (2) | | | | 16 (9) |
| | 2. 民間事業者(一般人を含む) | 2 (0) | 0 (1) | 0 (1) | 1 (2) | 0 (1) | 3 (0) | 0 (2) | 2 (1) | 2 (1) | | | | 10 (9) |
| | 3. その他(天災、原因者不明含む) | 0 (0) | 0 (3) | 2 (4) | 0 (1) | 1 (1) | 0 (0) | 2 (1) | 0 (1) | 0 (0) | | | | 5 (11) |
| | 合計 | 5 (3) | 5 (5) | 2 (6) | 1 (3) | 2 (3) | 4 (0) | 5 (3) | 3 (3) | 4 (3) | | | | 31 (29) |
| 事故類型 | ① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | | | | 1 (3) |
| | ② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (3) |
| | ③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 1 (1) |
| | ④ 雨水管からの悪質下水の流出 | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 0 (3) | 0 (1) | 2 (1) | | | | 5 (5) |
| | ⑤ 下水道施設からの下水等の流出 | 5 (2) | 5 (1) | 1 (3) | 1 (2) | 1 (1) | 2 (0) | 2 (0) | 2 (2) | 1 (0) | | | | 20 (11) |
| | ⑥ その他事故(①~⑤以外の事故) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) |
| | 水質事故 合計 | 5 (3) | 5 (3) | 2 (4) | 1 (3) | 1 (3) | 4 (0) | 3 (3) | 3 (3) | 3 (1) | | | | 27 (23) |
| その他案件 | 0 (0) | 0 (2) | 0 (2) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 1 (2) | | | | 4 (6) | |
| 水質事故等 合計 | 5 (3) | 5 (5) | 2 (6) | 1 (3) | 2 (3) | 4 (0) | 5 (3) | 3 (3) | 4 (3) | | | | 31 (29) | |
| 状況分類 | ① 耐用年数経過 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) |
| | ② 耐用年数以内 | 1 (1) | 0 (0) | 0 (2) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 0 (1) | | | | 1 (7) |
| | ③ 天災等 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | | 0 (0) |
| | 合計 | 1 (1) | 0 (0) | 0 (2) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 0 (1) | | | | 1 (7) |

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または設備の故障によるものを集計

※()書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和5年12月末時点

| NO. | 発生年月日 | 事故情報 | | | 事故概要・対応 | |
|------------|----------|-------|------|-------|-----------------|--|
| | | 事業主体 | 発生施設 | 事故類型 | 事故概要 | 事故への対応 |
| 12月 | | | | | | |
| 1 | R5.12.1 | 3.一般市 | 処理場 | その他案件 | — | <p>手押し式エンジン芝刈機により処理場内の除草を行っていたところ、負荷を掛けすぎたことにより、Vベルトが空転し摩擦熱により発火、枯草に引火し延焼した。</p> <p>・消防により鎮火され、人的被害はなく下水処理機能にも支障は生じなかった。 ・草刈機の異常を感じたら、作業を即時停止するよう作業員に周知、徹底を図った。</p> |
| 2 | R5.12.3 | 3.一般市 | その他 | 水質事故 | ④雨水管からの悪質下水の流出 | <p>不審者が市営駐車場に侵入し、消火設備を故意に手動起動し、泡消火剤が雨水管を通じ、河川に流出した。</p> <p>・雨水管等の洗浄を実施するなどの応急対応を行った。 ・市と駐車場管理者において、対応の振り返り検証を行っており、再発防止策を含め今後の対応を検討中。</p> |
| 3 | R5.12.6 | 3.一般市 | 管渠 | 水質事故 | ④雨水管からの悪質下水の流出 | <p>近隣から土中に染み込んだと想定される油類が、雨水マンホール躯体と管路の接合部より滲み、雨水管を通じて河川に流出した。</p> <p>・応急対応として、河川流出箇所オイルフェンスを設置し、マンホール内の油流出箇所を急結セメントによる間詰めを行った。 ・周辺工場等の立ち入り検査により原因者調査中。 ・マンホール内壁保護として側壁打設を予定。</p> |
| 4 | R5.12.24 | 3.一般市 | 管渠 | 水質事故 | ⑤下水道施設からの下水等の流出 | <p>中継ポンプ場の圧送管フランジのボルト類が腐食し、フランジ接合部から漏水した汚水が側溝を経由し海に流出した。</p> <p>・応急対応として、漏水した汚水について、バキューム車による回収を行った。 ・腐食等による漏水が懸念されるフランジ接合部について、計画的にボルト類の交換を予定。</p> |

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 14 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
各市町村下水道担当部長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

令和 6 年能登半島地震に伴う応急復旧工事等の
優先的かつ円滑な実施等について（要請）（再周知）

別添の令和 6 年 1 月 9 日付事務連絡「令和 6 年能登半島地震に伴う応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について（要請）」（以下、同事務連絡）については、各位において適切に対応いただいているところと存じます。

一方で、令和 6 年能登半島地震の被災地域では、災害復旧対策を優先して行う必要が続いている状況です。

このため、同事務連絡について再周知しますので、各位におかれましては、適切に取り扱われるよう宜しくお願いいたします。

別 添

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 9 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
各市町村下水道担当部長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

令和 6 年能登半島地震に伴う応急復旧工事等の
優先的かつ円滑な実施等について（要請）

令和 6 年能登半島地震に伴い工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより工事を施工できない事態が発生しています。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となります。

このため、別添のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より「令和 6 年能登半島地震に伴う応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について（要請）」（令和 6 年 1 月 5 日付け国不建第 1 4 4 号－ 2）が発出されておりますので、参考送付いたします。

各位におかれましては、適切に取り扱われるよう宜しくお願いいたします。

各都道府県主管部局長 殿

各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震に伴う応急復旧工事等の

優先的かつ円滑な実施等について（要請）

令和6年能登半島地震に伴い工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより工事を施工できない事態が発生しています。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となります。

このため、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村が発注した工事で現在施工中のもの及び被災地における応急復旧工事等について、下記のとおり、適切に取り扱われるよう宜しくお願いします。

また、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようあわせてお願いします。

各都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

1. 工事中止命令について

公共工事の請負契約については、これまでも、公共工事標準請負契約約款の活用をお願いしていますが、各発注者におかれては、同約款第20条の規定の趣旨に沿って、次のとおり、受注者に対する工事の一時中止を適切に指示されるよう、特段の御配慮をお願いします。

(1) 施工できなくなった工事に係る一時中止命令

同約款第20条第1項において、天災等により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、受注者に工事の一時中止を命じなければならないこととされていますが、今般の災害により施工できなくなった工事についても、各発注者において、的確に当該工事の一時中止を指示するようお願いします。

(2) 当面の災害応急対策を優先して行うための工事一時中止命令

同約款第20条第2項において、発注者が必要があると認めるときは工事を中止させることができることとされていますが、当面の災害応急対策のためには、建設機械、資機材の調達や技術者の確保など、建設企業の協力が不可欠です。このため、優先度の高い緊急復旧等の調査、計画検討、工事等への対応が必要であって、かつ、その工事等に速やかに着手できる建設企業が見受けられず、被災していない施工中の工事の施工会社がこれらを行う必要があると認められる場合には、被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、当該施工中の工事について、施工会社の意向も踏まえ、工事の一時中止を指示するようお願いします。

また、上記(1)及び(2)の措置を実施することに伴い必要となる予算の繰越手続についても、遺漏なきよう宜しくお願いします。

2. 応急復旧工事等に係る前金払（中間前金払）の推進について

(1) 前金払（中間前金払）の適切な実施

建設企業が応急復旧工事等を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要です。

このため、関係地域の各発注者におかれては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、出来る限り速やかに前金払を行うなど、前金払の迅速かつ円滑な実施に特段のご配慮をお願いします。

また、請負契約書の取交しが後日となる場合であっても、例えば概算の見積金額の一部の前金払及び保証事業会社における必要な保証の引受けが可能ですので、その活用について積極的なご検討をお願いします。

なお、概算の見積金額の一部を前金払する場合には、当該見積金額のほか、前金払の額、工事名（案件名等）、請負契約日（協議成立日等）、工期（暫定期間等）を確認できる書類が必要となりますので、各発注者の事情や従来のご取扱い等に応じて、受注

者との間で必要な書類を取り交わしていただくよう、お願いします。（国土交通省の直轄事業においては、別添1によることとしています。）

（2）前払金保証の事務処理の迅速化・弾力化

応急復旧工事等に係る前払金の保証については、別添2のとおり保証事業会社に対して、保証契約の締結や前払金の払出し等の事務処理の迅速化・弾力化を要請しています。この一環として、受注者が発注者に提出する前払金保証証書について、郵便事情の悪化等も踏まえ急を要する場合には、保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しをファックス等で送付することとしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

（参考）

- ・「災害発生時の入札・契約等に関する対応について」（別添1）
- ・「令和6年能登半島地震による災害復旧事業等における前払金保証の事務処理の迅速化・円滑化について（要請）」（別添2）

事務連絡
令和6年1月4日

| | | |
|-------------|--------|---|
| 大臣官房官庁営繕部 | 各課長 | 殿 |
| 各地方整備局 | 総務部長 | 殿 |
| | 企画部長 | 殿 |
| | 営繕部長 | 殿 |
| | 港湾空港部長 | 殿 |
| 北海道開発局 | 事業振興部長 | 殿 |
| | 営繕部長 | 殿 |
| 各地方航空局 | 総務部長 | 殿 |
| | 空港部長 | 殿 |
| | 保安部長 | 殿 |
| 国土技術政策総合研究所 | 総務部長 | 殿 |
| | 管理調整部長 | 殿 |
| 国土地理院 | 総務部長 | 殿 |
| | 企画部長 | 殿 |

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

災害発生時の入札・契約等に関する対応について

災害発生時の入札・契約等に関する対応の留意点等については、「直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応について」（令和3年4月22日付け国会公契第4号、国官技第58号、国官総第6号、国営管第58号、国営計第18号、国港総第46号、国港技第5号、国空予管第42号、国空空技第19号、国空交企第14号、国北予第10号）により「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」（以下「マニュアル」という。）として周知しているとともに、災害復旧や復興に当たっての入札契約方式の選定については、「災害復旧における適切な入札方式の適用ガイドライ

ンについて」（以下「ガイドライン」という。）（平成 29 年 7 月 7 日付け国
地契第 11 号、国官技第 84 号、国営計第 39 号。令和 3 年 5 月 13 日最終改
正。）に基づき運用されているところである。

災害発生時においては、被災地の一日も早い復旧・復興のため、所管事業の
迅速かつ確実な執行が求められることから、災害復旧に関する工事や業務の入
札・契約等について、マニュアル及びガイドラインの内容を踏まえた対応をお
願いする。

国不建第143号
令和6年1月4日

北海道建設業信用保証株式会社

取締役社長 和泉 晶裕 殿

東日本建設業保証株式会社

取締役社長 原田 保夫 殿

西日本建設業保証株式会社

取締役社長 菱田 一 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和6年能登半島地震による災害復旧事業等
における前払金保証の事務処理の迅速化・円滑化について（要請）

令和6年能登半島地震は、北陸地方を中心に大きな被害をもたらし、被災地においては災害復旧事業等の円滑な実施が強く求められています。そのためには、建設企業が災害復旧事業等の着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、公共工事の前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）が適切に活用されることが重要ですが、一方で、被災地においては交通・郵便事情等が回復していないこと等により、前払金の保証に関する事務処理が混乱し、ひいては災害復旧事業等の円滑な実施に支障が生じるおそれがあります。

このため、被災地における災害復旧事業等に係る前払金保証の事務処理については、下記の事項に十分留意のうえ、その迅速化・弾力化を図り、災害復旧事業等の円滑な実施の確保に特段のご協力をいただくようお願いします。

記

1. 前払金保証契約の締結や前払金の払出手続きに必要な証憑書類が滅失等している場合には、それに代わる書類の請求や発注者等関係者への確認等を弾力的に行うことにより、前払金の適正な使用を確保しつつ、迅速かつ柔軟な事務処理に努めること。
2. 前払金の払出しに際し、交通事情、郵便事情の悪化等により、必要書類の持参等に支障が生じている場合には、前払金の適正な使用を確保しつつ、適宜電話での聴取により対応するなど、受注者の便宜を図るよう努めること。
3. 受注者が発注者に提出する前払金保証証書については、郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しをファックス等で送付するなど、受注者の置かれた状況を踏まえ、前払金保証の迅速化、円滑化に向けて適切な対応を行うこと。

地方共同法人 日本下水道事業団
担当者 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長
(公 印 省 略)

日本下水道事業団法に基づく監査及び立入検査の実施方法
並びに下水道法施行規則に基づく講習の実施方法について（通知）

令和3年11月、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されたところです。（令和5年10月6日廃止）

令和4年12月、調査会は、同年6月に策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）等に基づき、代表的な7項目のアナログ規制（目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制）の見直しに向けた「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定。以下、「工程表」という。）を作成しました。

また、上記見直しの実施について、一括見直しプランにおいては、集中改革期間（令和4年7月から令和7年6月までの3年間）に、「スピード感を持って集中的に取り組む」こととされていますが、その後、「デジタル化を妨げるアナログ規制を可及的速やかに一掃するため、令和6年6月までの2年間を目途に加速化して実施する」とされたところです。

さらに、「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）においても、7項目のアナログ規制等の見直しについて、「工程表に基づき、着実に見直しを実施する」とされたところです。

つきましては、日本下水道事業団法第15条第4項に基づく監事による監査及び同法第50条に基づく報告及び検査、並びに下水道法施行規則第17条第6号に基づく講習については、これまでデジタル技術の活用が可能であったものの、当該技術の活用について明示されていないことを理由として、規制の見直しが必要とされており、その趣旨を踏まえて各規制について、デジタル原則への適合の実現に向け、下記のとおり通知いたします。

なお、活用可能性のある技術については、デジタル庁が整備するテクノロジーマップ・技術カタログなどが参考となりますので、適宜ご参照ください。

記

(1) 実地監査に係る規制について

- 日本下水道事業団法第 15 条第 4 項について

監事による監査の規定については、これまで通り、オンライン会議システム等を活用した方法や、高精度カメラ、ドローン等を用いた現場視察等、デジタル技術を活用した実施方法も可能であること。

(2) 目視に係る規制について

- 日本下水道事業団法第 50 条第 1 項について

国土交通省の職員が行う貴団体事務所への立入検査の規定については、オンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による実施方法も可能であること。

- 日本下水道事業団法第 50 条第 2 項について

オンライン方式により立入検査を行う場合も、国土交通省の職員は身分を示す証明書を携帯し、関係者に画面越しに提示すること。

(3) 対面講習に係る規制について

- 下水道法施行規則第 17 条第 6 号について

講習について、デジタル技術を活用した実施方法は可能であり、活用を行う場合には不正受講対策や講習の理解度を適切に測ることのできる機能があることを確認されたい。

例えば、デジタル庁が公表した「講習・試験のデジタル化を実現する製品・サービス一覧（暫定版）」（令和 4 年 10 月 31 日初回公表）などが参考となるため、適宜参照されたい。

以上

(参考資料)

- ・ デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日。デジタル臨時行政調査会）
- ・ デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和4年12月21日。デジタル臨時行政調査会）
- ・ 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）
- ・ テクノロジーマップ・技術カタログに関する取組（デジタル庁ホームページ）
- ・ 講習・試験のデジタル化を実現する製品・サービス一覧（暫定版）（デジタル庁ホームページ）

(参照条文)

○日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

（役員の職務及び権限）

第十五条

1～3 （略）

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 （略）

（報告及び検査）

第五十条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

○下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）

（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）

第十七条 令第十五条第六号に規定する同条第一号から第五号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一～五 （略）

六 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）で、国土交通大臣が指定した講習を修了したもの

事 務 連 絡

令和6年2月19日

各都道府県下水道担当課長 殿

各政令市下水道担当部長 殿

(上記 各地方整備局等経由)

各市町村下水道担当部長 殿

(上記 各都道府県経由)

日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

この度、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価が決定・公表されたことを踏まえ、別添のとおり、国土交通省不動産・建設経済局長より、技能労働者の適正な賃金水準の確保に関して通知が発出されておりますので、参考送付いたします。

各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

国不入企第34号
令和6年2月16日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）

国土交通省不動産・建設経済局長
（ 公 印 省 略 ）

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

そのため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（以下「法定福利費」という。）等を的確に反映した適正な請負代金による契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されています。

これまで国土交通省においては、国土交通大臣から建設業の主要4団体に対し、技能労働者の適正な賃金水準の確保や社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところであり、多くの建設業団体においても関連する決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう官民を挙げて取り組んできたところです。

本日、国土交通省が令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されました。新労務単価については、本年4月より労働基準法（昭和22年法律第49号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえて設定されています。令和5年3月から適用されている公

共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、新労務単価は全国全職種平均が 5.9%の上昇（単純平均の伸び率）で、過去 10 年で最大の引上げとなったところです。特に現場労働者の 8 割以上を占める主要 12 職種でみると、全国平均で 6.2%の大幅引上げとなっております。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続されることが重要です。好循環が継続する環境整備を図るには、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体におかれては、新労務単価の早期活用をはじめとする下記の措置を講じることにより、適正な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図る環境整備に万全を期すようお願いいたします。

なお、別添 1 を各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長に対しても、本通知の周知徹底をお願いいたします。

記

1. 新労務単価の早期活用について

公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号において、発注者は、公共工事等を実施する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、市場における労務の取引価格等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされている。このことを踏まえ、予定価格の積算に当たっては、入札手続中のものも含め、新労務単価の速やかな活用に努めること。

2. 新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

各団体における新労務単価適用日以降に契約を締結する工事（ゼロ債務負担行為（契約初年度に支出を要さない債務負担行為をいう。）を含めた令和5年度補正予算による発注工事等を含む。）のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更すること。

また、既契約工事（各団体における新労務単価適用日より前に契約を締結したもの。）については、工事の始期が到来しているものはもとより、工事の始期が到来していないものも含め、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適用や受注者からの協議の申出等について、適切に対応すること。

なお、国土交通省直轄工事では、本日付の新労務単価の決定を受け、別添2のとおり、

- ① 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する
- ② 令和6年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）の記1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する

こと等としたので、これも参考として適正な請負代金額での契約の締結に努めること。

労務単価の引上げに伴う契約変更等を的確に実施できるよう、あらかじめ、スライド条項を適切に設定するとともに、スライド条項の運用基準を策定しておくこと。

3. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導等について

公共工物品質確保法第7条第1項第1号において、発注者の責務として、法定福利費や公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが規定されている。

公共工事設計労務単価には技能労働者が社会保険へ加入するために必要な保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、法定福利費及び法定外の労災保険の保険料について適切に予定価格に反映されるよう措置されており、法定外の労災保険の付保を受注要件としている。

これらのことに留意し、貴団体発注工事においても、労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や法定福利費、法定外の労災保険の保険料等が適切に予定価格に反映されるよう措置すること。

加えて、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付け総行第419号、国不入企第33号）にて要請しているとおり、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を受注者から提出させ、予定価格に適切に反映した法定福利費相当額が請負契約においても適正に計上されていることを確認すること。

また、受注者と下請業者との間でも、法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用や請負代金内訳書における法定福利費の内訳明示等により、法定福利費を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、受注者に対して、法定福利費の適切な支払いや支払状況の確認、新労務単価を踏まえた適正な水準の賃金の支払いを行うよう指導すること。

他方で、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）に基づく実施状況調査によると、公共工事の受注者や下請業者を社会保険加入業者に限定する取組を行っている地方公共団体の数は増加しているものの、いまだ取組が十分でない地方公共団体も見受けられる。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。令和4年5月20日最終変更。以下「適正化指針」という。）において下請業者も含めて社会保険未加入業者の公共工事からの排除を図ることが規定されていることや「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成28年6月16日付け総行第123号、国土入企第6号）等でこれまで要請してきた内容を踏まえ、社会保険等未加入対策の取組を実施すること。

4. ダンピング対策の徹底・強化による適正な価格での契約の推進について

入札契約適正化法において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が規定されており、また、適正化指針において、ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につ

なかりやすく担い手の確保・育成を困難とするものであるとされている。これらも踏まえ、新労務単価の早期活用等による適正な予定価格の設定に努めるとともに、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底すること等により、ダンピング受注の排除に努めること。

なお、公共発注者であっても、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の 3 に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないので、この趣旨も改めて徹底すること。

5. 適正な工期設定と必要経費の確保について

工事の発注に当たっては、「工期に関する基準」（令和 2 年 7 月中央建設業審議会作成・勧告）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日などの作業不能日数等を考慮し、適正な工期を設定すること。その際、労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や、法定福利費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、当該工期設定に伴い必要となる共通仮設費や現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。

特に今般の新労務単価は、本年 4 月より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえて設定されたものであるため、発注者においてもその趣旨を踏まえることが重要である。このため、長時間労働を防ぎ休日が確保されることを前提とした工期の設定や、週休 2 日工事の確実な実施やその対象工事の拡大に努めること。加えて、その際、労務費等にしわ寄せが生じないように必要な費用の反映を徹底すること。さらに、受注者に対し、時間外労働上限規制の適用に向けた準備として、業務改善などによる時間外労働の削減等の取組を着実に進めるよう強く促すこと。

また、「工期に関する基準」において、週休 2 日の確保に当たっては、日給月給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、労務費その他の必要経費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう適正な賃金水準の確保等を図ることが必要であるとされていることを踏まえ、適切に対応すること。

6. 建設キャリアアップシステムの活用による技能労働者の処遇改善について

建設キャリアアップシステムは、技能労働者が有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積することによって、技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価と給与の引上げなどの適切な処遇が受けられ、さらに、若い世代にキャリアパスや処遇の見通しを示すことで将来の担い手確保につなげることを目的とするものであり、適正化指針においても、発注者は、公共工事の施工に当たって受注者等による建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう必要な条件整備を講ずるべきこととされているところである。

これまでも、適正化指針の趣旨を踏まえ、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進等について」（令和2年4月1日付け国土入企第2号）等により、公共工事における建設キャリアアップシステムの活用促進に努めるよう要請してきたところである。

また、若い世代が、建設業の技能者として入職し、技能・経験を重ねていけるよう、将来の処遇面でのキャリアパスを示すとともに、技能・経験に応じた賃金支払いについて目指すべき具体的なイメージを業界全体で共有することを通じて、官民一体となって、賃上げや適正価格での受発注の促進を目指す観点から、令和5年6月15日には、「CCUSレベル別年収」を公表したところである。

以上のことを踏まえて、このシステムを建設業共通の制度インフラとして普及させ、技能労働者の更なる処遇改善につなげる観点から、貴団体発注工事において建設キャリアアップシステムがより積極的に活用されるよう、モデル工事の実施（システムの活用実績を踏まえて工事成績で評価するなど）や総合評価方式での加点評価措置（元請業者の事業者登録やカードリーダー設置等について加点するなど）等のインセンティブ措置を講ずること。

国不入企第 3 5 号
令和 6 年 2 月 1 6 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

そのため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（以下「法定福利費」という。）等を的確に反映した適正な請負代金による契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されています。

これまで国土交通省においては、国土交通大臣から建設業の主要 4 団体に対し、技能労働者の適正な賃金水準の確保や社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところであり、多くの建設業団体においても関連する決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう官民を挙げて取り組んできたところです。

本日、国土交通省が令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されました。新労務単価については、本年 4 月より労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえて設定されています。令和 5 年 3 月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、新労務単価は全国全職種平均が 5.9%の上昇（単純平均の伸び率）で、過去 10 年で最大の引上げとなったところです。特に現場労働者の 8 割以上を占める主要 12 職種でみると、全国平均で 6.2%の大幅引上げとなっております。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続されることが重要です。好循環が継続する環境整備を図るには、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

こうした状況を踏まえ、貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることによりこれまで以上に適正な賃金水準の確保に万全を期し、技能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知をお願いします。

また、別添1を各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

記

1. 技能労働者への適正な水準の賃金の支払いについて

公共工物品質確保法においては、受注者等の責務として、基本理念にのっとり契約された公共工事等を適正に実施すること（第8条第1項）、下請負人に使用される技術者や技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結すること（同条第2項）等が位置づけられている。

前述のとおり、技能労働者の確保・育成のためには、技能労働者の賃金を引き上げ、公共工事設計労務単価の上昇等を通じて更なる賃金の引上げにつながる好循環を継続させることが重要であり、元請業者及び下請業者はこのことを十分に踏まえ、技能労働者の賃金水準の引上げを図ることが必要である。

また、若い世代が、建設業の技能者として入職し、技能・経験を重ねていけるよう、将来の処遇面でのキャリアパスを示すとともに、技能・経験に応じた賃金支払いについて目指すべき具体的なイメージを業界全体で共有することを通じて、官民一体となって、賃上げや適正価格での受発注の促進を目指す観点から、令和5年6月15日には、「CCUSレベル別年収」を公表したところである。

以上のことを踏まえて、元請業者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をさらに徹底するとともに、下

請業者に対し、再下請契約についても市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格で締結することや技能労働者へ適正な水準の賃金を支払うことを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること。なお、令和4年度に国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査（以下「実態調査」という。）によれば、高次の下請業者において、技能労働者の賃金が低い傾向であり賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっている。このため、元請業者・下請業者においては下請契約・再下請契約の締結に際してこうした状況を考慮し、さらに、下請業者においては自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引上げを図ること。

2. 新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

地方公共団体に対しては、各団体における新労務単価適用日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更するよう、また、既契約工事について、工事の始期が到来しているものはもとより、工事の始期が到来していないものも含め、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適用や受注者からの協議の申出等について、適切に対応するよう通知したところである。（別添1の記2.）

また、国土交通省直轄工事では、本日付の新労務単価の決定を受け、

- ① 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する
- ② 令和6年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）の記1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する

こと等とし（別添2）、地方公共団体に対しても、これも参考として適正な請負代金額での契約締結に努めるよう通知したところである（別添1の記2.）。

新労務単価の適用により請負代金額が変更された場合は、1.の趣旨にのっとり、元請業者・下請業者間や下請業者・再下請業者間で既に締結している請負契

約の金額の見直しや技能労働者の賃金水準の引上げ等について、適切に対応すること。

3. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導等について

公共工事品質確保法第8条第2項においては、受注者等の責務として、下請契約を締結するときは法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金によることが規定されている。さらに、第7条第1項第1号において、発注者の責務として、法定福利費や公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料等を的確に予定価格へ反映することが規定されている。

公共工事設計労務単価には技能労働者が社会保険へ加入するために必要な保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、法定福利費及び法定外の労災保険の保険料について適切に予定価格に反映されるよう措置されており、法定外の労災保険の付保を受注要件としている。また、地方公共団体に対しても、国土交通省直轄工事における取組にも留意し適切な措置を行うよう通知したほか（別添1の記3.）、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付け総行第419号、国不入企第33号）にて、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を受注者から提出させ、予定価格に適切に反映した法定福利費相当額が請負契約においても適正に計上されていることを確認するよう要請している。

これらの取組等も踏まえ、元請業者においては、建設工事標準請負契約約款に基づき発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示すること等により標準約款の実施について適切に対応するとともに、受注時における適正な労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や法定福利費、法定外の労災保険の保険料等の確保に努めること。

また、実態調査において高次の下請業者ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請業者に対して、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促すこと。その上で、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対し標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に

対し法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

労務費及び法定福利費の確保については、「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」（令和3年12月1日付け国不建キ第15号）にて、労務費及び法定福利費を内訳明示した見積書の提出を要請するとともに、建設キャリアアップシステムの普及に伴い地位や技能を適切に処遇に反映することを推奨しているため、改めて内容を確認し適切に対応すること。

なお、社会保険への加入の徹底については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、令和4年5月20日最終変更）において「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ことや「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされており、公共工事発注機関にこれらの措置を講ずるよう要請していることを踏まえて、適切な社会保険への加入を徹底すること。

4. 若年入職者の積極的な確保について

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくといった健全な循環を形成することができるよう、若年労働者の賃金引上げや社会保険への加入徹底等により処遇改善を一層進めるとともに、7. で後述する建設キャリアアップシステムを活用し技能労働者のキャリアパスと処遇の見通しを示す取組を進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

5. ダンピング受注の取止めの徹底について

ダンピング受注は、下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく担い手の確保・育成を困難とするものであることから、適正な金額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を厳に行わないよう、改めて徹底する

こと。

また、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の 3 に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないので、この趣旨も改めて徹底すること。

6. 適正な工期の設定・確保と必要経費の確保について

工事の請負契約の締結に当たっては、「工期に関する基準」（令和 2 年 7 月中央建設業審議会作成・勧告）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日などの作業不能日数等を考慮した適正な工期を設定・確保すること。その際、労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や、法定福利費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により適正な請負代金による請負契約を締結すること。また、下請契約においても、これらの必要経費を含んだ適正な請負代金による契約を締結すること。

今般の新労務単価は、本年 4 月より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえて設定されたものであるため、その趣旨を踏まえ、時間外労働上限規制の適用に向けた準備として、業務改善などによる時間外労働の削減等の取組を着実に進めるとともに、長時間労働を防ぎ週休 2 日が確保されることを前提とした工期により請負契約を締結し、労務費等にしわ寄せが生じないように必要な費用の反映を徹底すること。

また、「工期に関する基準」において、週休 2 日の確保に当たっては、日給月給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、労務費その他の必要経費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう適正な賃金水準の確保等を図ることが必要であるとされていることを踏まえ、適切に対応すること。

一方、工程遅延等が生じたにもかかわらず工期延長ができず、後工程の作業の短期間での実施を余儀なくされる場合等には、受発注者間で協議を行ったうえで、必要に応じて、短期間施工に伴う人件費の補填など必要となる請負代金の額の変更等の変更契約を適切に行うとともに、その結果を適切に元下間や下下間の契約に反映させること。

7. 建設キャリアアップシステムの活用による技能労働者の処遇改善について

建設キャリアアップシステムは、技能労働者が有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積することによって、技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価と給与の引上げなどの適切な処遇が受けられ、さらに、若い世代にキャリアパスや処遇の見通しを示すことで将来の担い手確保につなげることを目的とするものである。

この取組の一環として、標準見積書の活用による、能力や経験に応じた賃金が支払われる環境の促進や、能力評価等を反映した手当の支給が進められているところであり、令和5年6月には、建設業における技能者の処遇改善に向けた取組として、「CCUSレベル別年収」を公表したところである。以上のことを踏まえて、技能労働者の処遇改善を一層推進するべく、「建設キャリアアップシステムの活用について（要請）」（令和2年4月1日付国土入企第1号、国土建労第1号）2. で述べた下記の事項について、実情に応じ、着実に進めること。

- (1) 各建設業団体の会員企業において、早期に事業者登録及び技能者登録を進めること
- (2) 会員企業が元請として工事を受注した場合においては、建設技能者による適切な就業履歴の蓄積を阻害しないよう、現場・契約登録、施工体制登録、カードリーダーの設置等を行うとともに、その工事に従事する下請業者に対して施工体制への事業者及び技能者登録を行うよう指導すること
- (3) 会員企業において、建設キャリアアップシステムの事業者登録及び技能者登録が進むよう、セミナーや説明会等、様々な機会を捉えて、建設キャリアアップシステムの意義や必要性等についての理解促進に努めること
- (4) 実際にシステムを利用することを通じて効果の把握や理解の浸透が進むよう、引き続き、モデル工事の実施や現場見学会等の取組を積極的に進めること

国会公契第 25 号
 国官技第 344 号
 国营管第 443 号
 国营計第 155 号
 国港総第 619 号
 国港技第 109 号
 国空予管第 1448 号
 国空空技第 535 号
 国空交企第 406 号
 国北予第 18 号
 令和 6 年 2 月 16 日

| | | |
|-------------|--------|---|
| 大臣官房官庁営繕部 | 各課長 | 殿 |
| 各地方整備局 | 総務部長 | 殿 |
| | 企画部長 | 殿 |
| | 港湾空港部長 | 殿 |
| | 営繕部長 | 殿 |
| 北海道開発局 | 事業振興部長 | 殿 |
| | 営繕部長 | 殿 |
| 各地方航空局 | 総務部長 | 殿 |
| | 空港部長 | 殿 |
| | 保安部長 | 殿 |
| 国土技術政策総合研究所 | 総務部長 | 殿 |
| | 管理調整部長 | 殿 |
| 国土地理院 | 総務部長 | 殿 |

国土交通省

大臣官房会計課長
 大臣官房技術調査課長
 大臣官房官庁営繕部管理課長
 大臣官房官庁営繕部計画課長
 港湾局総務課長
 港湾局技術企画課長
 航空局予算・管財室長
 航空局航空ネットワーク部空港技術課長
 航空局交通管制部交通管制企画課長
 北海道局予算課長
 (公 印 省 略)

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る
特例措置について

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和6年2月16日付け国不建キ第65号、国港技第112号）により令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和5年2月14日付け国不建キ第40号、国港技第99号）により令和5年3月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で5.9パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書第62条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）別冊工事請負契約書第62条、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）別冊工事請負契約書第64条又は「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）別冊工事請負契約書第62条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

(1) 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したのものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

(2) 令和6年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）記1.(1)

及び2. から8. まで（4. (3)を除く。）の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

事 務 連 絡
令和6年2月19日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令市下水道担当部長 殿
（上記 各地方整備局等経由）
各市町村下水道担当部長 殿
（上記 各都道府県経由）
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

令和6年3月からの機械及び電気設備工事の積算に係わる労務単価の基準額について

下水道事業（機械・電気設備請負工事）における令和6年3月からの労務単価の基準額を下記のとおり定めたので、積算の参考とされたい。

記

（機械関係）

令和6年3月からの「機械設備据付工」労務単価基準額

28,300円/日

（割増対象賃金比：0.669）

（電気関係）

令和6年3月からの「技術者」労務単価基準額

36,300円/日

（割増対象賃金比：0.64）

事 務 連 絡
令和6年2月27日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
各市町村下水道担当部長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

令和6年能登半島地震による災害復旧事業等における
前金払（中間前払金）の推進について（要請）

令和6年能登半島地震は、北陸地方に大きな被害をもたらし、被災地においては災害復旧事業等の円滑な実施が強く求められています。そのためには、建設企業が災害復旧事業等の着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、公共工事の前払金（中間前払金を含む。）が適切に活用されることが重要です。

このため、別添のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より「令和6年能登半島地震による災害復旧事業等における前金払（中間前払金）の推進について（要請）」（令和6年2月22日付事務連絡）が発出されておりますので、参考送付いたします。

各位におかれましては、適切に取り扱われるよう宜しくお願いいたします。

事務連絡

令和6年2月22日

各都道府県主管部局長 殿

各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和6年能登半島地震による災害復旧事業等における
前金払（中間前払金）の推進について（要請）

令和6年能登半島地震は、北陸地方に大きな被害をもたらし、被災地においては災害復旧事業等の円滑な実施が強く求められています。そのためには、建設企業が災害復旧事業等の着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、公共工事の前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）が適切に活用されることが重要です。

応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等については、すでに令和6年1月5日付国不建通知第144号にて要請したところですが、貴都道府県及び貴都道府県管内の市区町村が発注した工事で現在施工中のもの及び被災地における応急復旧工事等について、引き続き前金払の迅速かつ円滑な実施に特段のご配慮をお願いします。

各都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、貴都道府県内の市区町村に対しても、周知いただくようお願いします。

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 267 について
（令和6年1月分）

1. 維持管理作業事故

令和6年1月は8件（死亡：0件、負傷：8件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は5件増加しました。

負傷事故の事例として、下水道管修繕の作業に伴い、マンホール蓋を開けた際に蓋の開閉工具を本来用途とは異なり、蓋を立てかける支えに利用していたところ、工具が外れ、倒れた蓋が作業員の右足に当たり負傷するという事故が発生しました。

2. 工事事務

令和6年1月は10件（死亡：1件、負傷：8件、物損：1件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は2件減少しましたが死亡事故が1件発生しております。

既に全国の下水道管理者の皆様には注意喚起をさせていただきましたが、下記のとおり1件の死亡事故が発生しています。

概要として、側溝新設工事に伴う水道管切り替え工事において、バックホウによる掘削作業を行った後、深さ約1.35mの掘削穴の中で、作業員が検測をしていたところ、側面の鈹滓塊が崩落し、作業員が崩落した鈹滓塊の下敷きとなり、救急搬送されましたが死亡するという事故が発生しました。

3. 水質事故等

令和6年1月は3件（水質事故：3件、その他案件：0件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は同数でした。

水質事故の事例として、処理槽に設置されている上澄水排出装置が故障し、水質基準を超過する放流水が河川へ流出する事故が発生しました。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

HP：https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いいたします。

HP：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

加藤：katou-k8318@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）

林：hayashi-h258@mlit.go.jp

上村：uemura-k2xa@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

令和5年度
下水道に関する事故発生状況について
(令和6年1月末時点)

1. 人身事故（総括）
2. 維持管理作業事故
3. 工事事故
4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1.人身事故(総括)

(令和6年1月末時点)

(単位:件)

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 1月までの集計 | 年度合計 |
|--------|---------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----|----|------------|-------------|
| 維持管理作業 | 1. 死亡事故 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | 0 (0) |
| | 2. 負傷事故 | 2 (0) | 4 (4) | 3 (3) | 0 (5) | 5 (2) | 0 (3) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | 8 (3) | | | 30 (26) | 30 (28) |
| | 合計 | 2 (0) | 4 (4) | 3 (3) | 0 (5) | 5 (2) | 0 (3) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | 8 (3) | | | 30 (26) | 30 (28) |
| | 累計 | 2 (0) | 6 (4) | 9 (7) | 9 (12) | 14 (14) | 14 (17) | 18 (21) | 20 (22) | 22 (23) | 30 (26) | | | - | - |
| 工事 | 1. 死亡事故 | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (3) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 1 (0) | | | 3 (5) | 3 (6) |
| | 2. 負傷事故 | 6 (4) | 0 (4) | 7 (2) | 2 (7) | 4 (6) | 6 (8) | 8 (7) | 8 (9) | 9 (8) | 8 (9) | | | 58 (64) | 58 (73) |
| | 合計 | 6 (4) | 0 (6) | 7 (2) | 2 (10) | 4 (6) | 6 (8) | 8 (7) | 10 (9) | 9 (8) | 9 (9) | | | 61 (69) | 61 (79) |
| | 累計 | 6 (4) | 6 (10) | 13 (12) | 15 (22) | 19 (28) | 25 (36) | 33 (43) | 43 (52) | 52 (60) | 61 (69) | | | - | - |
| 合計 | 1. 死亡事故 | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (3) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 1 (0) | | | 3 (5) | 3 (6) |
| | 2. 負傷事故 | 8 (4) | 4 (8) | 10 (5) | 2 (12) | 9 (8) | 6 (11) | 12 (11) | 10 (10) | 11 (9) | 16 (12) | | | 88 (90) | 88 (101) |
| | 合計 | 8 (4) | 4 (10) | 10 (5) | 2 (15) | 9 (8) | 6 (11) | 12 (11) | 12 (10) | 11 (9) | 17 (12) | | | 91 (95) | 91 (107) |
| | 累計 | 8 (4) | 12 (14) | 22 (19) | 24 (34) | 33 (42) | 39 (53) | 51 (64) | 63 (74) | 74 (83) | 91 (95) | | | - | - |

※下段()書きは前年度(令和4年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故 (令和6年1月末時点)

(単位:件)

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 事業主体 | 1. 都道府県 | 0 (0) | 0 (2) | 2 (1) | 0 (1) | 3 (1) | 0 (2) | 2 (3) | 1 (0) | 0 (0) | 2 (0) | | | 10 (10) |
| | 2. 政令市 | 1 (0) | 0 (2) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (1) | 0 (0) | | | 4 (4) |
| | 3. 一般市 | 1 (0) | 3 (0) | 1 (1) | 0 (4) | 1 (1) | 0 (1) | 1 (1) | 0 (1) | 1 (0) | 5 (3) | | | 13 (12) |
| | 4. 町村 | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | | | 3 (0) |
| | 5. その他 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 合計 | 2 (0) | 4 (4) | 3 (3) | 0 (5) | 5 (2) | 0 (3) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | 8 (3) | | | 30 (26) |
| 発生施設 | 1. 管渠 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 1 (1) |
| | 2. マンホール | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 1 (0) | 0 (1) | 2 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 3 (1) | | | 8 (4) |
| | 3. 処理場 | 1 (0) | 2 (0) | 2 (2) | 0 (1) | 4 (1) | 0 (2) | 1 (3) | 1 (1) | 0 (1) | 4 (2) | | | 15 (13) |
| | 4. ポンプ場 | 1 (0) | 1 (3) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 3 (4) |
| | 5. その他 | 0 (0) | 1 (1) | 1 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | | | 3 (4) |
| | 合計 | 2 (0) | 4 (4) | 3 (3) | 0 (5) | 5 (2) | 0 (3) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | 8 (3) | | | 30 (26) |
| 事故類型 | 死亡事故 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 1. 墜落・転落 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 2. はさまれ・巻き込まれ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 3. 飛来・落下 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 4. 切れ・こすれ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 5. 転倒 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 6. 激突 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 7. 土砂崩壊 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 8. 交通事故 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 9. 感電 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 10. おぼれ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 11. 火災・爆発 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 12. 公衆災害 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 13. 作業車両の横転 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 14. その他 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 負傷事故 | 2 (0) | 4 (3) | 3 (3) | 0 (5) | 5 (2) | 0 (3) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | 8 (3) | | | 30 (25) |
| | 1. 墜落・転落 | 1 (0) | 1 (2) | 2 (0) | 0 (1) | 4 (0) | 0 (0) | 2 (2) | 1 (1) | 0 (0) | 3 (1) | | | 14 (7) |
| | 2. はさまれ・巻き込まれ | 0 (0) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (3) | 1 (0) | 0 (1) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (0) | | | 3 (7) |
| | 3. 飛来・落下 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (0) | | | 2 (1) |
| | 4. 切れ・こすれ | 0 (0) | 1 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 1 (2) |
| 5. 転倒 | 0 (0) | 2 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (1) | | | 6 (2) | |
| 6. 激突 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (2) | |
| 7. 土砂崩壊 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | |
| 8. 交通事故 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | | | 1 (0) | |
| 9. 感電 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 1 (0) | | | 2 (0) | |
| 10. おぼれ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | |
| 11. 火災・爆発 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | |
| 12. 公衆災害 | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 1 (0) | |
| 13. 作業車両の横転 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | |
| 14. その他 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | | | 0 (4) | |
| 合計 | 2 (0) | 4 (4) | 3 (3) | 0 (5) | 5 (2) | 0 (3) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | 8 (3) | | | 30 (26) | |

(単位:人)

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----------|-------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|--|---|---------|
| 被災者数 | 1. 自治体職員 | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (3) | 1 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | | | 4 (4) |
| | ①死亡 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | ②負傷 | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (3) | 1 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | | | 4 (4) |
| | 2. 委託先業者 | 1 (0) | 3 (3) | 3 (3) | 0 (2) | 4 (2) | 0 (2) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | 6 (3) | | | 25 (21) |
| | ①死亡 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | ②負傷 | 1 (0) | 3 (3) | 3 (3) | 0 (2) | 4 (2) | 0 (2) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | 6 (3) | | | 25 (21) |
| | 3. 第三者 | 1 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 1 (1) |
| | ①死亡 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | ②負傷 | 1 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 1 (1) |
| | 合計 | 2 (0) | 4 (4) | 3 (3) | 0 (5) | 5 (2) | 0 (3) | 4 (4) | 2 (1) | 2 (1) | 8 (3) | | | 30 (26) |
| 累計 | 2 (0) | 6 (4) | 9 (7) | 9 (12) | 14 (14) | 14 (17) | 18 (21) | 20 (22) | 22 (23) | 30 (26) | | | - | |

※()書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

維持管理作業事故情報データベース

令和6年1月末時点

| NO. | 発生年月日 | 事故情報 | | | 事故概要・発生防止策 | | 被災者 | | | |
|-----|---------|---------|-------|-------------|--|--|-------|----|----|-----------------|
| | | 事業主体 | 発生施設 | 事故類型 | 事故概要 | 再発防止策等 | 被災者 | 年齢 | 性別 | 被害状況 |
| 1月 | | | | | | | | | | |
| 1 | R6.1.1 | 1. 都道府県 | マンホール | ⑤転倒 | マンホール内点検のため、蓋を開ける際に固着していた蓋が勢い良く開き、体制を崩し、転倒した際に臀部を強打し負傷した。 | ・蓋の状況確認を行いながら、丁寧に開閉作業を行うこととし、再教育を実施する。 | 自治体職員 | 63 | 男 | 腰椎圧迫骨折 |
| 2 | R6.1.9 | 3. 一般市 | 処理場 | ①墜落・転落 | 貯留槽内の汚泥移送作業において、槽内確認のため、蓋を開けていた貯留槽マンホール蓋部に汚泥引抜きに伴い、作業終了後に蓋を持ち上げた際に、体制を崩しマンホール内に転落し、入口付近のステップに足がかり負傷した。 | ・マンホール内部を確認する際には、予め転落防止網を設置する。 ・事故事案の情報共有を図る。 | 委託先業者 | 40 | 男 | 右足首骨折 |
| 3 | R6.1.11 | 1. 都道府県 | マンホール | ②はさまれ・巻き込まれ | マンホール蓋のがたつき修繕のため、蓋受枠周辺の充填用モルタルを製作中に、ハンドミキサーに左手を巻き込み負傷した。 | 作業手袋のサイズがあておらず巻き込まれたことが原因と考えられ、必ず適正サイズの作業手袋を装着することとした。 | 委託先業者 | 44 | 男 | 左手親指関節の解放脱臼 |
| 4 | R6.1.14 | 3. 一般市 | 処理場 | ⑤転倒 | 場内点検の際、場内通路が降雪により、凍結しており、足を滑らせ転倒し負傷した。 | 凍結確認箇所は、慎重に低速で歩行し、転倒に留意する。 | 委託先業者 | 44 | 男 | 左足脛骨、腓骨骨折 |
| 5 | R6.1.19 | 3. 一般市 | マンホール | ③飛来・落下 | マンホール蓋の開閉作業時に、蓋開閉器具を支えとし、蓋を立てかけていたところ、蓋が右足甲に倒れ負傷した。 | マンホール蓋開閉器具の用途外使用禁止を社内教育及びKYミーティングを通じて徹底した。 | 委託先業者 | 23 | 男 | 右足甲部骨折 |
| 6 | R6.1.29 | 4. 町村 | その他 | ①墜落・転落 | 雨水開渠の清掃作業時に、清掃車から道路面に降りる際に高さがあるため、ガードレールに足をかけて降りようとしたところ、足を滑らせ開渠内に転落し負傷した。 | ・危険が想定される駐車を行わない。 ・降車による危険が想定される場合、助手席側からの降車を検討する。 ・安全ミーティング等による安全意識改善を図る。 | 委託先業者 | 36 | 男 | 右足踵骨折 右足関節挫傷 |
| 7 | R6.1.29 | 3. 一般市 | 処理場 | ⑨感電 | 高圧受電設備の点検作業中に、母線連絡盤のユニットをウエスで清掃しようとしたところ感電し負傷した。 | ・作業前ミーティングによる停電範囲と作業範囲の周知及び理解の徹底。 ・作業開始前に作業箇所の全ての検電・放電の実施。 作業時においても個々の作業員における検電作業の実施。 ・危険予知、再教育の徹底。 | 委託先業者 | 44 | 男 | 指先火傷 |
| 8 | R6.1.31 | 3. 一般市 | 処理場 | ①墜落・転落 | 脚立を使用し、トラフコンベヤの点検を行い、降りる際に足を踏み外し、隣接するポンプ架台に肋骨をぶつけ負傷した。 | 事故事案を作業職員へ周知するとともに、危険予知を徹底する。 | 自治体職員 | 55 | 男 | 左肋骨骨折 |

:死亡事故 :負傷事故

3.工事事故 (令和6年1月末時点)

(単位:件)

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 | |
|----------------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|
| 事業主体 | 1. 都道府県 | 0 (2) | 2 (0) | 3 (1) | 0 (4) | 3 (0) | 3 (1) | 3 (3) | 0 (2) | 0 (3) | 1 (2) | | | 15 (18) | |
| | 2. 政令市 | 6 (3) | 4 (3) | 2 (2) | 1 (4) | 3 (2) | 1 (2) | 3 (1) | 2 (2) | 6 (1) | 4 (2) | | | 32 (22) | |
| | 3. 一般市 | 5 (2) | 0 (5) | 5 (1) | 3 (5) | 3 (4) | 5 (5) | 5 (4) | 10 (6) | 7 (5) | 5 (8) | | | 48 (45) | |
| | 4. 町村 | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (1) | 0 (1) | 1 (1) | 0 (0) | 1 (1) | 1 (0) | 0 (0) | | | 4 (5) | |
| | 5. その他 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | | | 0 (2) | |
| | 合計 | 11 (8) | 6 (8) | 10 (5) | 5 (14) | 9 (7) | 10 (9) | 11 (8) | 13 (11) | 14 (10) | 10 (12) | | | 99 (92) | |
| 工事分類 | 1. 管きょ開削 | 6 (4) | 6 (6) | 5 (3) | 3 (7) | 7 (2) | 7 (7) | 9 (6) | 9 (6) | 9 (4) | 6 (9) | | | 67 (54) | |
| | 2. 管きょ推進 | 1 (1) | 0 (1) | 1 (0) | 0 (1) | 0 (3) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0) | | | 2 (9) | |
| | 3. 管きょシールド | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (1) | 0 (0) | 0 (1) | 2 (0) | 0 (0) | | | 3 (4) | |
| | 4. 管きょその他 | 0 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (1) | 1 (0) | 2 (0) | 0 (1) | 1 (2) | 0 (0) | 1 (0) | | | 7 (6) | |
| | 5. 処ボ土木建築 | 3 (0) | 0 (1) | 3 (1) | 0 (2) | 1 (1) | 0 (0) | 1 (1) | 1 (0) | 1 (2) | 1 (2) | | | 11 (10) | |
| | 6. 処ボ機械電気 | 1 (0) | 0 (0) | 1 (1) | 0 (2) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) | 2 (2) | 2 (2) | 1 (1) | | | 8 (9) | |
| | 7. 処ボその他 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | | | 1 (0) | |
| | 合計 | 11 (8) | 6 (8) | 10 (5) | 5 (14) | 9 (7) | 10 (9) | 11 (8) | 13 (11) | 14 (10) | 10 (12) | | | 99 (92) | |
| 事故類型 | 死亡事故 | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (3) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 1 (0) | | | 3 (5) | |
| | 1. 墜落・転落 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | |
| | 2. はさまれ・巻き込まれ | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (1) | |
| | 3. 飛来・落下 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | |
| | 4. 切れ・こすれ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | |
| | 5. 転倒 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | |
| | 6. 激突 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | |
| | 7. 土砂崩壊 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 1 (0) | | | 2 (0) | |
| | 8. 交通事故 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | |
| | 9. 感電 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | |
| | 10. おぼれ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | |
| | 11. 火災・爆発 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | |
| | 12-1. 公衆災害(人身) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | |
| | 13. 作業車両の横転 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | |
| | 14. その他 | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (3) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | | | 1 (4) | |
| | 負傷事故 | 6 (4) | 0 (4) | 7 (2) | 2 (7) | 4 (6) | 6 (8) | 8 (7) | 8 (9) | 8 (9) | 10 (8) | 8 (9) | | | 59 (64) |
| | 1. 墜落・転落 | 1 (1) | 0 (0) | 2 (1) | 0 (2) | 1 (1) | 1 (2) | 2 (2) | 2 (0) | 2 (1) | 2 (5) | | | 13 (15) | |
| | 2. はさまれ・巻き込まれ | 1 (1) | 0 (2) | 1 (0) | 0 (3) | 2 (3) | 0 (0) | 2 (4) | 3 (3) | 3 (2) | 0 (1) | | | 12 (19) | |
| | 3. 飛来・落下 | 1 (0) | 0 (0) | 1 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (1) | 1 (0) | | | 7 (2) | |
| | 4. 切れ・こすれ | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (1) | 1 (1) | 2 (0) | 1 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) | | | 7 (4) | |
| | 5. 転倒 | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 0 (2) | 0 (1) | 2 (1) | | | 5 (5) | |
| | 6. 激突 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 3 (1) | |
| | 7. 土砂崩壊 | 1 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (1) | 0 (0) | | | 2 (4) | |
| 8. 交通事故 | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 1 (0) | 0 (0) | 1 (1) | 1 (0) | | | 4 (4) | | |
| 9. 感電 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | | |
| 10. おぼれ | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | | |
| 11. 火災・爆発 | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 1 (0) | | |
| 12-1. 公衆災害(人身) | 1 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 1 (2) | 2 (0) | 1 (2) | | | 5 (7) | | |
| 13. 作業車両の横転 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) | | |
| 14. その他 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | | | 0 (3) | | |
| 物損事故 | 5 (4) | 6 (2) | 3 (3) | 2 (4) | 5 (1) | 4 (1) | 3 (1) | 3 (2) | 4 (2) | 1 (3) | | | 36 (23) | | |
| 12-2. 公衆災害(物損) | 5 (4) | 6 (2) | 3 (3) | 2 (4) | 5 (1) | 4 (1) | 3 (1) | 3 (2) | 4 (2) | 1 (3) | | | 36 (23) | | |
| 合計 | 11 (8) | 6 (8) | 10 (5) | 4 (14) | 9 (7) | 10 (9) | 11 (8) | 11 (11) | 14 (10) | 9 (12) | | | 95 (92) | | |

(単位:人)

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|------|-------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|----|---------|
| 被災者数 | 1. 死亡 | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (3) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 1 (0) | | | 3 (5) |
| | 2. 負傷 | 6 (4) | 0 (4) | 9 (2) | 2 (7) | 4 (6) | 6 (9) | 8 (7) | 8 (9) | 9 (8) | 11 (9) | | | 63 (65) |
| | 合計 | 6 (4) | 0 (6) | 9 (2) | 2 (10) | 4 (6) | 6 (9) | 8 (7) | 10 (9) | 9 (8) | 12 (9) | | | 66 (70) |
| | 累計 | 6 (4) | 6 (10) | 15 (12) | 17 (22) | 21 (28) | 27 (37) | 35 (44) | 45 (53) | 54 (61) | 66 (70) | | | - |

※ () 書きは、前年度(令和4年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

工事事故情報データベース

令和6年1月末時点

| NO. | 発生年月日 | | | | 事故概要 | 発生場所 | 事故類型 | 被災者 | | |
|-----|---------|--------|----------|--------|--|------|---------------|-----|----|----------------------------|
| | | 事業主体 | 工事分類 | 従事作業 | | | | 年齢 | 性別 | 被害状況 |
| 1月 | | | | | | | | | | |
| 1 | R6.1.9 | 2.政令市 | 7.処ボその他 | 配管補修作業 | 天井配管貫通部の補修作業終了後に、資機材を両手に持って足場昇降階段を降りていたところ、足を滑らせ、階段中間(高さ2.8m)から転落した。 | 現場内 | 1.墜落・転落 | 32 | 男 | 右手首骨折、右頰骨の骨折 |
| 2 | R6.1.10 | 2.政令市 | 1.管きよ開削 | 掘削作業 | 側溝新設工事に伴う水道管切り替え工事において、バックホウによる掘削作業を行った後、深さ約1.35mの掘削穴の中で、作業員が検測をしていたところ、側面の氈滓塊が崩落し、作業員が崩落した氈滓塊の下敷きとなり、救急搬送されましたが、死亡が確認された。 | 現場内 | 7.土砂崩壊 | 51 | 男 | 死亡 |
| 3 | R6.1.11 | 3.一般市 | 1.管きよ開削 | 敷鉄板設置 | 仮設敷鉄板設置作業において、バックホウ0.2㎡級を用いて敷鉄板重量0.8tを吊っていたところ、敷鉄板が吊具より外れ落下したのち作業員の右足に接触し負傷。 | 現場内 | 3.飛来・落下 | 69 | 男 | 右足大腿骨骨折及び右足親指と小指骨折 |
| 4 | R6.1.11 | 2.政令市 | 4.管きよその他 | 掘削作業 | 作業が終了しオペレーターがバックホウから降りようとクローラ部分に足を乗せた際に、滑って右足のみで着地し右足を捻って転倒し負傷。 | 現場内 | 5.転倒 | 62 | 男 | 右脛骨腓骨遠位端骨折 |
| 5 | R6.1.12 | 2.政令市 | 1.管きよ開削 | 掘削作業 | 取付管の管路掘削作業をバックホウを使用し行った際、バケットでガス供給管(Φ25 ポリエチレン管)を損傷させた。 | 現場内 | 12-2.公衆災害(物損) | - | - | ガス管損傷 |
| 6 | R6.1.13 | 3.一般市 | 1.管きよ開削 | 函渠布設 | 工事に伴い通行止めを行っていた箇所に入ってきた乗用車が通行止めに気づき、引き返した先の交差点で一時停止を無視し、直進したところ交差点を西から東に向かっていった乗用車と衝突する事故が発生 | 現場内 | 8.交通事故 | 20代 | 女 | 意識不明の重体1人 軽傷3人 |
| 7 | R6.1.15 | 3.一般市 | 6.処ボ機械電気 | 撤去作業 | 発電機室内において、アスベスト撤去作業の為、ダクトパッキン部の切断作業を行っていたところ、作業員1名が保持していた側のダクトが傾き、切断作業者の右手首付近に接触し負傷した。 | 現場内 | 4.切れ・こすれ | 36 | 男 | 右手親指付け根付近(甲側)の切創 親指の腱損傷 |
| 8 | R6.1.17 | 3.一般市 | 1.管きよ開削 | 管渠布設 | たて込み簡易土留の引き抜き準備のため、埋め戻し箇所を上り道路面に出ようとした際に、バランスを崩し転倒し、たて込み簡易土留角の部分(突出部)に左わき腹を強打し負傷した。 | 現場内 | 5.転倒 | 51 | 男 | 左肋骨2本にひび、 左肺(穴が開いた胸腔) |
| 9 | R6.1.29 | 1.都道府県 | 5.処ボ土木建築 | 交通開放中 | 第3者がU字側溝段差につまづき転倒し負傷。 | 現場内 | 12-1.公衆災害(人身) | 80 | 男 | 鼻血・たん瘤 |
| 10 | R6.1.29 | 3.一般市 | 1.管きよ開削 | 埋戻作業 | 開削工法による下水道管の新設工事において、深さ約1.0mの管路埋戻し作業を実施していたところ、路面に残った埋戻材に足をとられ転落した際に敷鉄板(仮設材)の角に左脇の肋骨を強打し負傷した。 | 現場内 | 1.墜落・転落 | 24 | 男 | 左第11肋骨骨折 |

:死亡事故 :負傷事故 :物損事故

4.水質事故等 (令和6年1月末時点)

[総括]

(単位:件)

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|--|----------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|----|---------|
| | 水質事故等 合計 | 5 (3) | 5 (5) | 2 (6) | 1 (3) | 2 (3) | 4 (0) | 5 (3) | 3 (3) | 4 (3) | 3 (3) | | | 34 (32) |
| | 累計 | 5 (3) | 10 (8) | 12 (14) | 13 (17) | 15 (20) | 19 (20) | 24 (23) | 27 (26) | 31 (29) | 34 (32) | | | - |

[内訳]

(単位:件)

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----------|--------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|---------|---------|
| 事業主体 | 1. 都道府県 | 1 (1) | 2 (1) | 1 (1) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | | | 6 (5) |
| | 2. 政令市 | 0 (2) | 1 (3) | 0 (2) | 0 (1) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (0) | 0 (2) | 2 (1) | | | 5 (12) |
| | 3. 一般市 | 4 (0) | 2 (1) | 1 (2) | 1 (2) | 1 (2) | 3 (0) | 4 (2) | 1 (2) | 4 (1) | 1 (1) | | | 22 (13) |
| | 4. 町村 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (1) | 0 (0) | 0 (0) | | | 1 (2) |
| | 5. その他 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 合計 | 5 (3) | 5 (5) | 2 (6) | 1 (3) | 2 (3) | 4 (0) | 5 (3) | 3 (3) | 4 (3) | 3 (3) | | | 34 (32) |
| 発生施設 | 1. 管渠 | 2 (1) | 4 (1) | 2 (4) | 1 (2) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (2) | 0 (1) | 2 (0) | 1 (3) | | | 14 (14) |
| | 2. マンホール | 3 (0) | 1 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 2 (0) | 1 (0) | 2 (1) | 0 (0) | 0 (0) | | | 10 (2) |
| | 3. 処理場 | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (2) | 0 (0) | 3 (0) | 1 (0) | 1 (2) | 2 (0) | | | 8 (7) |
| | 4. ポンプ場 | 0 (1) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 1 (5) |
| | 5. その他 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (1) | 0 (0) | | | 1 (4) |
| | 合計 | 5 (3) | 5 (5) | 2 (6) | 1 (3) | 2 (3) | 4 (0) | 5 (3) | 3 (3) | 4 (3) | 3 (3) | | | 34 (32) |
| 原因者 | 1. 下水道管理者(委託先含む) | 3 (3) | 5 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (1) | 1 (0) | 3 (0) | 1 (1) | 2 (2) | 2 (2) | | | 18 (11) |
| | 2. 民間事業者(一般人を含む) | 2 (0) | 0 (1) | 0 (1) | 1 (2) | 0 (1) | 3 (0) | 0 (2) | 2 (1) | 2 (1) | 1 (1) | | | 11 (10) |
| | 3. その他(天災、原因者不明含む) | 0 (0) | 0 (3) | 2 (4) | 0 (1) | 1 (1) | 0 (0) | 2 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | | | 5 (11) |
| | 合計 | 5 (3) | 5 (5) | 2 (6) | 1 (3) | 2 (3) | 4 (0) | 5 (3) | 3 (3) | 4 (3) | 3 (3) | | | 34 (32) |
| 事故類型 | ① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 1 (3) |
| | ② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (3) |
| | ③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | | | 3 (1) |
| | ④ 雨水管からの悪質下水の流出 | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 0 (3) | 0 (1) | 2 (1) | 1 (0) | | | 6 (5) |
| | ⑤ 下水道施設からの下水等の流出 | 5 (2) | 5 (1) | 1 (3) | 1 (2) | 1 (1) | 2 (0) | 2 (0) | 2 (2) | 1 (0) | 0 (2) | | | 20 (13) |
| | ⑥ その他事故(①~⑤以外の事故) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 水質事故 合計 | 5 (3) | 5 (3) | 2 (4) | 1 (3) | 1 (3) | 4 (0) | 3 (3) | 3 (3) | 3 (1) | 3 (2) | | | 30 (25) |
| その他案件 | 0 (0) | 0 (2) | 0 (2) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 1 (2) | 0 (1) | | | 4 (7) | |
| 水質事故等 合計 | 5 (3) | 5 (5) | 2 (6) | 1 (3) | 2 (3) | 4 (0) | 5 (3) | 3 (3) | 4 (3) | 3 (3) | | | 34 (32) | |
| 状況分類 | ① 耐用年数経過 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | ② 耐用年数以内 | 1 (1) | 0 (0) | 0 (2) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 0 (1) | 0 (0) | | | 1 (7) |
| | ③ 天災等 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | | | 0 (0) |
| | 合計 | 1 (1) | 0 (0) | 0 (2) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 0 (1) | 0 (0) | | | 1 (7) |

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または設備の故障によるものを集計

※()書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和6年1月末時点

| NO. | 発生年月日 | 事故情報 | | | 事故概要・対応 | |
|-----|---------|-------|------|------|-------------------------|--|
| | | 事業主体 | 発生施設 | 事故類型 | 事故概要 | 事故への対応 |
| 1月 | | | | | | |
| 1 | R6.1.4 | 2.政令市 | 管渠 | 水質事故 | ④雨水管からの悪質下水の流出 | <p>民間事業場敷地内の排水設備が閉塞し、汚水が場内から道路側溝を通じ、雨水管に流入し、河川へ流出した。</p> <p>・原因者により、事業場内に滞留した汚水の吸引、枳内の汚泥除去を実施し、道路側溝への汚水流出防止措置を行った。 ・閉塞配管の復旧を予定。</p> |
| 2 | R6.1.11 | 3.一般市 | 処理場 | 水質事故 | ③悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 | <p>処理槽に設置されている上澄水排出装置が故障し、BOD濃度が基準値を超える放流水が河川へ流出した。 処理槽は4槽あり、1槽毎に上澄水排出装置が設置されており、1槽の運転が休止したことで水質悪化の要因となった。</p> <p>・流入水の分配調整、ばっ気処理工程の時間調整、薬品添加等の実施により、処理水を基準値内とする対応を実施した。</p> |
| 3 | R6.1.17 | 2.政令市 | 処理場 | 水質事故 | ③悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 | <p>小型ポンプの故障により、雨天時用の大型ポンプによる運用を開始したところ、水位検知器が正常に動作せず、一次処理水が放流水路に越流し河川へ流出した。</p> <p>・流出判明日に水位検知器の調整を行い、流出を防止した。 ・一次処理水の放流状況のチェック体制を強化するとともに、越流時のアラート導入などの早期検知を実施する。</p> |

事務連絡

令和6年3月6日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道事業における広域化・共同化の着実な実施に向けたモデル地域の募集について

日頃より、下水道事業の推進にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

汚水処理の広域化・共同化については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について（平成30年1月17日付、総財準第1号、29農振第1698号、29水港第2464号、国下事第56号、環循適発第1801171号）」により令和4年度までに計画を策定するよう要請し、全ての都道府県において計画が策定されました。

国土交通省では、計画策定のみならず、その後の取組が非常に重要であると捉えており、令和6年度にモデルとなる地方公共団体（以下、「モデル地域」）を対象として、国土交通省が発注する業務において広域化・共同化計画の着実な実施に向けた検討の支援を行い、その成果を全国に水平展開したいと考えております。

つきましては、別紙1をご参照の上、広域化・共同化の推進を図っていくために、モデル地域を下記の通り募集しますので積極的なご検討をお願いします。特に、都道府県におかれましては、各都道府県の広域化・共同化計画の状況を踏まえて、管下の市町村に対して積極的な応募の検討を促すようお願いいたします。また、都道府県におかれましては、管下の地方公共団体がモデル地域に選定された際は検討にご参加いただきますようお願いいたします。

記

1. 募集期間

令和6年3月11日（月）～令和6年3月25日（月）

2. 提出資料

・別紙2 調査票

3. 選定について

応募いただいた内容につきまして、当方で審査の上選定させていただきます。

4. 提出期限

令和6年3月25日（月）17時

5. 提出先及び問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 事業マネジメント推進室
辻 (tsuji-k2b5@mlit.go.jp)、林 (hayashi-h258@mlit.go.jp)

TEL：03-5253-8431（直通）FAX：03-5253-1597

6. 添付資料

別紙1：下水道事業における広域化・共同化の着実な実施に向けたモデル地域の募集について

別紙2：「下水道事業における広域化・共同化の着実な実施に向けたモデル地域の募集」
調査票

以上

事務連絡
令和6年3月8日

| | |
|---------------------------------|---|
| 都道府県下水道担当課長 | 殿 |
| 政令指定都市下水道担当部長 (上記、各地方整備局等経由) | 殿 |
| 市町村下水道担当部長・課長 (上記、各都道府県経由) | 殿 |
| 日本下水道事業団事業課長 | 殿 |
| 都市再生機構下水道担当課長 | 殿 |

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その4）について (令和6年2月24日兵庫県神戸市発注の工事に伴う死亡事故)

本年2月24日、兵庫県神戸市発注のブロワ棟の建具更新に伴う工事において、脚立に登り大型建具枠周辺のモルタル詰め作業を行っていたところ、誤って足を踏み外してしまい、脚立と仮設壁の間を伝いながら、約1.9m下のコンクリート床に落下し頭を強打したことで意識不明となり、救急搬送されましたが、死亡するという事故が発生しました。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

発注者におかれましては、下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

下水道工事における転落事故 (R6.2.24 兵庫県神戸市)

- 発生日時： 令和6年2月24日(土) 午前11時30分頃
- 発生場所： 神戸市垂水区平磯 地内 (垂水処理場 ブロワ棟)
- 報道： あり
- 工事概要： ブロワ棟他2棟の建具及びシャッターの更新工事 一式

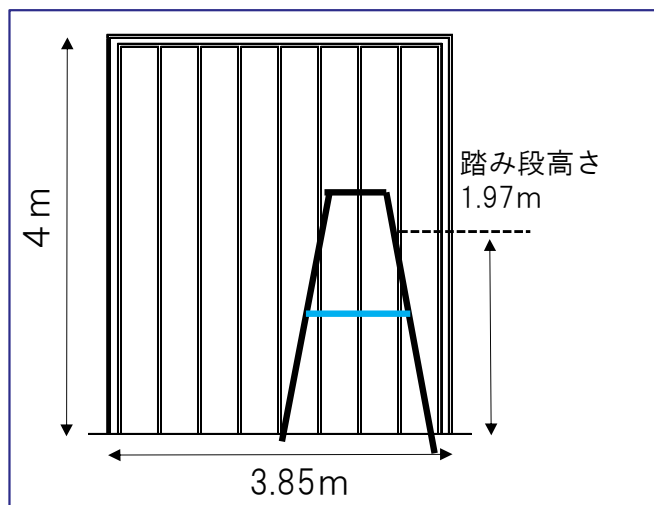
【事故発生状況】

- ・ブロワ棟の建具更新に伴う工事で、大型建具枠周辺をモルタル詰め作業を2名で行っていた。
- ・1人は作業完了箇所の片付けを行い、残り1人で脚立で作業にあたった。その後、足を踏み外し、脚立と仮設壁の間に約1.9m下のコンクリート床に落下した。
- ・頭を強打したことで意識不明となり、救急搬送されたが、死亡が確認された。

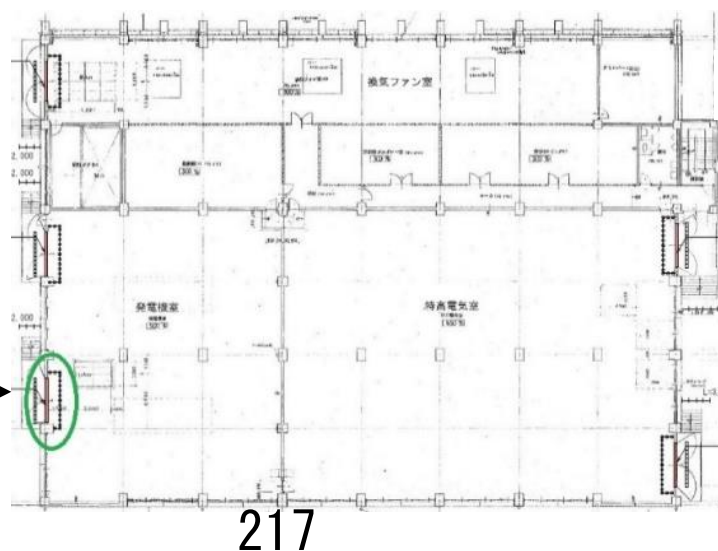
【位置図】



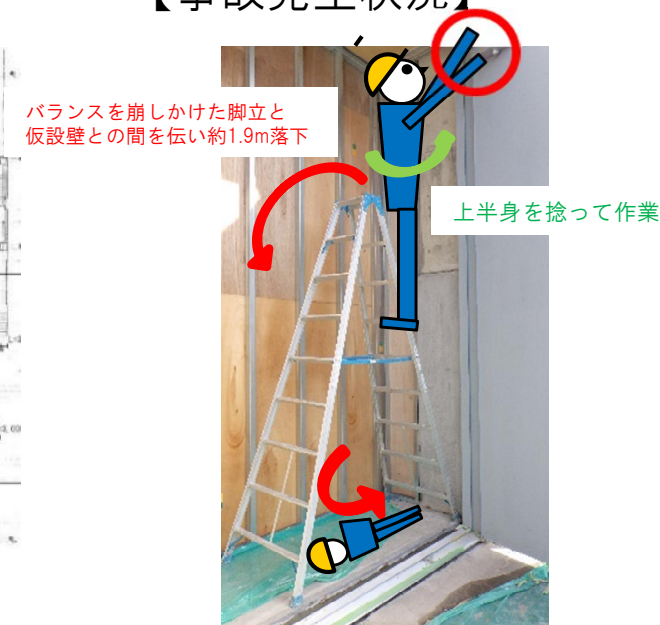
【現況図】



【配置図】



【事故発生状況】



事務連絡
令和6年3月8日

| | |
|---------------------------------|---|
| 都道府県下水道担当課長 | 殿 |
| 政令指定都市下水道担当部長 (上記、各地方整備局等経由) | 殿 |
| 市町村下水道担当部長・課長 (上記、各都道府県経由) | 殿 |
| 日本下水道事業団事業課長 | 殿 |
| 都市再生機構下水道担当課長 | 殿 |

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その5）について (令和6年2月26日千葉県市川市発注の工事に伴う死亡事故)

本年2月26日、千葉県市川市発注の開削工法による下水道管の新設工事において、バックホウによる掘削作業を行った後、深さ約2.1mの掘削穴の中で、土留め矢板を設置するために作業員が手作業で掘削していたところ、側面の土砂が崩落し、作業員が崩落した土砂に埋まり、救急搬送されましたが、死亡するという事故が発生しました。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

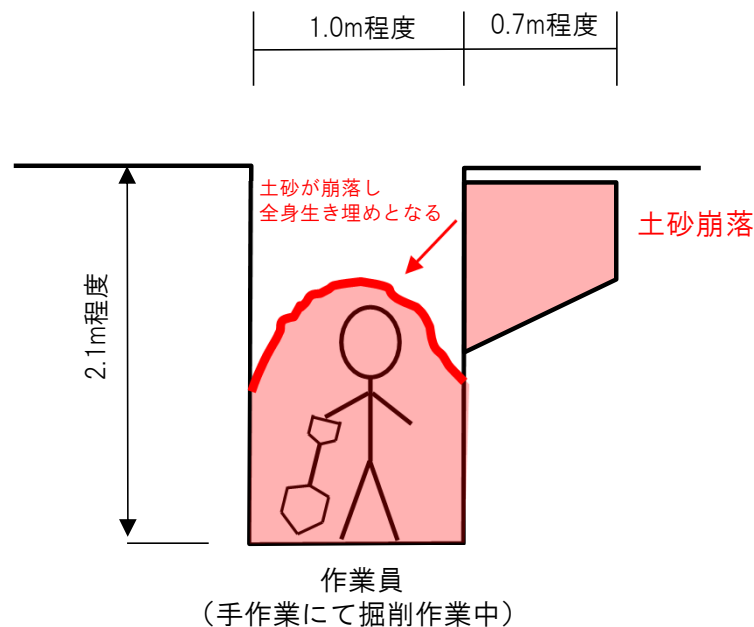
発注者におかれましては、下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

- 発生日時： 令和6年2月26日(月) 午前10時52分頃
- 発生場所： 千葉県市川市中国分一丁目 地内
- 報道： あり
- 工事概要： 下水道管布設工事 開削工 L=454.3m 他

■事故内容： 開削工法による下水道管の新設工事において、バックホウによる掘削作業（幅1.0m、延長4.0m、掘削深約2.1m程度）を行った後、土留め矢板を設置するために、作業員がスコップにより手作業で掘削をしていたところ、側面の土砂が崩落し、作業員が全身生き埋めとなった。

通報を受けた救急隊により救助され、救急搬送されたが、死亡が確認された。

【状況図】



【位置図】



【事故発生箇所】



【状況写真】



側面の地山が崩落し、作業員が埋められた。

(地方整備局等下水道担当課長経由)
都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課 下水道国際・技術室長

下水汚泥資源の肥料利用に関する検討手順書（案）の公表及び
令和6年度大規模案件形成支援事業等の公募について（周知）

平素より下水道行政の推進について、御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

国土交通省では、食料安全保障の強化や循環型社会の構築に資する取組として、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けた取組を実施しています。具体的な目標として、「食料安全保障強化政策大綱」（令和4年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）において、令和12年までに、下水汚泥資源・堆肥の肥料利用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大することとなっており、下水汚泥資源の肥料利用の拡大について更なる推進が必要となっています。

今般、下水道管理者における、下水汚泥資源の肥料利用に関する取組の支援として、「下水汚泥資源の肥料利用に関する検討手順書（案）」（検討手順書）の作成・公表を行うとともに、今年度事業に引き続き、下水汚泥等に含まれる重金属・肥料成分等の分析支援、下水汚泥資源を由来とする肥料の流通経路の確保に向けた大規模案件形成支援を実施することとしましたので、周知します。また、支援事業の公募内容に関する説明や、下水汚泥資源の肥料利用に関する国土交通省、農林水産省からの情報提供を行う説明会についても開催しますので、下水道管理者におかれましては奮ってご参加を検討いただきますようお願いいたします。

都道府県下水道担当部（局）におかれましては、貴管下の下水道事業者等への情報提供の上、提出のあった応募申請書の取りまとめをお願い申し上げます。

記

1. 検討手順書について

検討手順書の主な内容については以下となっています。

- 下水汚泥資源の肥料利用の検討のフロー、流通経路の拡大に向けたポイントを記載
- 下水汚泥の分析結果や既設の汚泥処理設備の状況を踏まえた肥料化手法選定に関する検討手順を提示
- 今年度に創設された新たな肥料規格「菌体りん酸肥料」製造のメリット、必要となる要件、肥料登録にかかる手続について整理
- 菌体りん酸肥料の「品質管理計画」、その他普通肥料の「検査計画」の作成方法について明示

肥料に関する専門知識がなくとも最後まで読み進められるものとしています。各下水道管理者におかれては、検討の初期段階に在る場合は導入検討編から、ある程度検討が進んでいる場合は検討段階に対応する章から読み進め、参考としていただきますようお願い申し上げます。

掲載場所については以下となっています。

国土交通省 下水道部 HP

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage tk_000860.html

2-1. 成分分析支援及び案件形成支援に関する公募概要

募集〆切：令和6年3月29日（金）17：00 各都道府県必着

募集要領：別紙資料参照。下記の国土交通省 HP にも掲載。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000877.html

募集対象：下記、(1)、(2) のいずれか、もしくは両方の支援を希望する下水道管理者

※令和5年度の同事業への支援対象者も募集可能です。

※両方の支援を希望する場合は、両方の応募資料の提出をお願いします。

(1) 下水汚泥資源の肥料利用拡大に向けた重金属・肥料成分等の分析支援事業

分析を希望する下水道処理場を30 処理場程度選定後、国土交通省の実施する調査業務を通じて、重金属・肥料成分等の分析を行います。

- ▶ 分析対象：脱水汚泥、下水汚泥の燃焼灰等（各下水道管理者につき、申請可能な処理場は原則1つまでとします。燃焼灰を分析対象とする場合は、同処理場の脱水汚泥についても分析対象とすることが可能です）
- ▶ 分析回数：年4回程度
- ▶ 分析項目：以下成分等を分析します。
（重金属）カドミウム、鉛、クロム、砒素、水銀、ニッケル
（肥料成分等）窒素全量、りん酸（全量、く溶性）、加里全量
- ▶ 選定された下水道管理者は、後日、別途連絡する方法にて分析対象物を提供いただく必要があります（運搬に係る費用は国土交通省にて負担）。

(2) 下水汚泥資源の肥料利用を促進するための大規模案件形成支援事業

肥料利用に係る案件形成支援を希望する下水道管理者を20 団体程度選定後、国土交通省が別途委託する専門家（コンサルタント等）と共に、各地域内における流通経路の確保等に向けた課題解決に向けた検討を、下水汚泥資源の肥料利用の検討に関するモデル自治体として支援します。

- ▶ 支援期間：令和6年度中
- ▶ 支援内容（例）：
自治体内関係部局等との連携体制の構築、肥料製造業者や農業関係者等へのヒアリング、地域の肥料需要等の調査、肥料化における課題の整理、各自治体の農政局やJA等との勉強会の開催、下水汚泥資源由来肥料のPR手法の検討 等
- ▶ 支援内容等の詳細については、対象選定後に国土交通省とも協議の上、決定することとします。
- ▶ 地方公共団体の費用負担はありません。検討に必要な資料の提供や、地域内関係者との調整等をお願いします。
- ▶ 広域的な汚泥の肥料化、燃焼灰の肥料利用、登録肥料や指定混合肥料の原料として下水汚泥を他の国内肥料資源と組み合わせるスキーム等、モデル性の高い事業については優先的に採択を検討します。

2-2. 応募方法

支援を希望する各市町村下水道担当者は、期限までに、各都道府県下水道担当課に別添応募申請書を電子ファイルで提出してください。

各都道府県下水道担当課におかれましては、支援を希望する所管の流域下水道分及び期限までに提出された管内の市町村分を取りまとめの上、地方整備局下水道担当者にご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

2-3. 公募内容等に関する説明会

下記の通り、2-1の支援事業に関する公募内容等に関する説明や下水汚泥資源の肥料利用に関する情報提供を行う説明会をオンラインにて開催します。

日時：令和6年3月21日（木） 13:00～14:30（予定）

対象：地方公共団体の下水道担当者

開催形式：オンライン

次第（予定）：

- 国土交通省から情報提供（下水汚泥資源の肥料利用に関する国土交通省の取組及び令和6年度の支援施策について（仮））
- 農林水産省から情報提供（国内肥料資源の利用拡大に向けて）
- 令和6年度成分分析支援及び案件形成支援に関する公募について
- 質疑

参加方法：：下記HPより参加登録を行い、参加してください。

<https://www.jiwet.or.jp/hiryo2024>

※当日の申し込みも可能となっております。

※公募説明会への参加の有無は選定に影響しません。

3. 本事務連絡に係る問い合わせ先

令和6年度の支援事業や本事務連絡についてご不明点ありましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

国土交通省水管理・国土保全局

下水道部 下水道企画課 企画専門官 末久 正樹、資源利用係長 吉松 竜宏

TEL:03-5253-8691 E-mail：suehisa-m92ta@mlit.go.jp, yoshimatsu-t2ha@mlit.go.jp